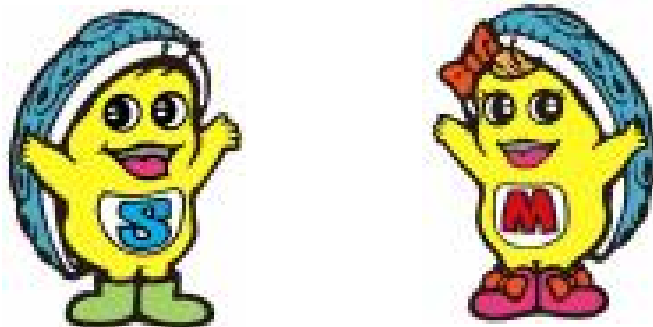

島牧村 避難所マニュアル



令和8年(2026年)8月

島牧村

目次

第1章	はじめに	3
第2章	避難所運営の基本的手順と留意点	
1	避難所を開設しよう	6
2	避難者を受け入れよう	13
3	避難所を運営しよう	20
4	避難所を撤収しよう	27
第3章	避難所生活の「質の向上」	
1	スフィア基準	29
2	寒さ対策	31
3	災害関連死の予防	37
4	トイレ	38
5	感染症対策	42
6	女性をはじめとした多様な視点	44
第4章	福祉避難所運営の手順と留意点	
1	福祉避難所開設の検討	53
2	安全性と受入規模の確認	53
3	生活相談員の確保・配置	53
4	設備・備蓄品の確認	53
5	開設の周知	54
6	避難者の受入れ	54
7	担当職員の運営体制の整備	54
8	支援の提供	55
9	緊急入所等の実施	55
10	福祉避難所の閉鎖	56
11	その他	56
第5章	広域避難（2次避難）の手順と留意点	
1	広域避難の実施手順	58
2	避難者の移動	65
3	避難者の受入れ	68
4	避難所の運営	68
5	避難者の帰還	69
第6章	“まさか”に備える平時の取組	
1	村における体制整備	72
2	避難所の指定	74
3	被害想定を踏まえた事前の備え	75
4	避難所に必要となる設備・物資の例	76
5	地区の避難所マニュアルの作成	78
6	避難所運営訓練や「Do はぐ」の実施	79

【様式集】

- ・【様式 1 避難所の被害等チェックシート】
- ・【様式 2 避難者個別カード】
- ・【様式 3 物資要請票】
- ・【様式 4 備蓄物資一覧表】
- ・【様式 5 避難所内の配置図】
- ・【様式 6 避難所運営日誌】
- ・【様式 7 避難者台帳】
- ・【様式 8 近隣の避難所・官公署リスト】
- ・【様式 9 避難行動要支援者名簿】
- ・【様式10 外泊届】
- ・【様式11 物資受払簿】
- ・【様式12 訪問者管理簿】
- ・【様式13 取材者受付用紙】
- ・【様式14 郵便物等受払簿】
- ・【様式15 健康管理シート】
- ・【様式16 ボランティア受付簿】
- ・【様式17 ペット登録台帳】
- ・【様式18 避難者要望シート】

第1章 はじめに

わが国の最北部に位置し、海に囲まれた広大な島である北海道に暮らす私たちは、これまで、豊かな自然の恩恵を享受してきた一方で、地震や津波、火山噴火、暴風、豪雨、豪雪等の様々な自然災害にも見舞われ、大きな被害を受けてきました。

これらの災害の中には、平成12年（2000年）3月の有珠山噴火災害や平成30年（2018年）9月の胆振東部地震のように、多くの住民が長期の避難を余儀なくされた災害が含まれます。また、1952年（昭和27年）3月の十勝沖地震のように、多くの被災者が氷点下の寒さの下、倒壊した家の軒先でストーブを焚きながら家財を守ったという出来事もありました。

災害で住まいを失い、地域での生活を失った被災者や、在宅で不自由な暮らしを送る被災者にとって、避難所は拠り所であるとともに支援拠点です。

そして積雪寒冷の地である北海道の避難所は、どの季節においても、誰もが生命の危険がなく、安心して快適に過ごすことができる場であることが求められます。

このマニュアルは、過去の災害の教訓や、被災者が保護と支援を受ける権利を有することを踏まえ、北海道・島牧村における避難所が、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう、行政や地域住民、医療・福祉関係者、災害ボランティアなど、避難所に関わる全ての人々が互いに連携し、取り組むべき基本的な事項をまとめたものです。

各地区会・自主防災組織では、このマニュアルを参考に、災害時の避難所運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成し、避難所の速やかな開設や良好な生活環境を確保するための運営基準、その取組方法を明確にしておきましょう。そして、災害時に円滑な運営ができるよう避難所運営ゲーム北海道版「Doはぐ」を活用するなどして、避難所運営訓練を行ってください。

○ 本マニュアルのポイント

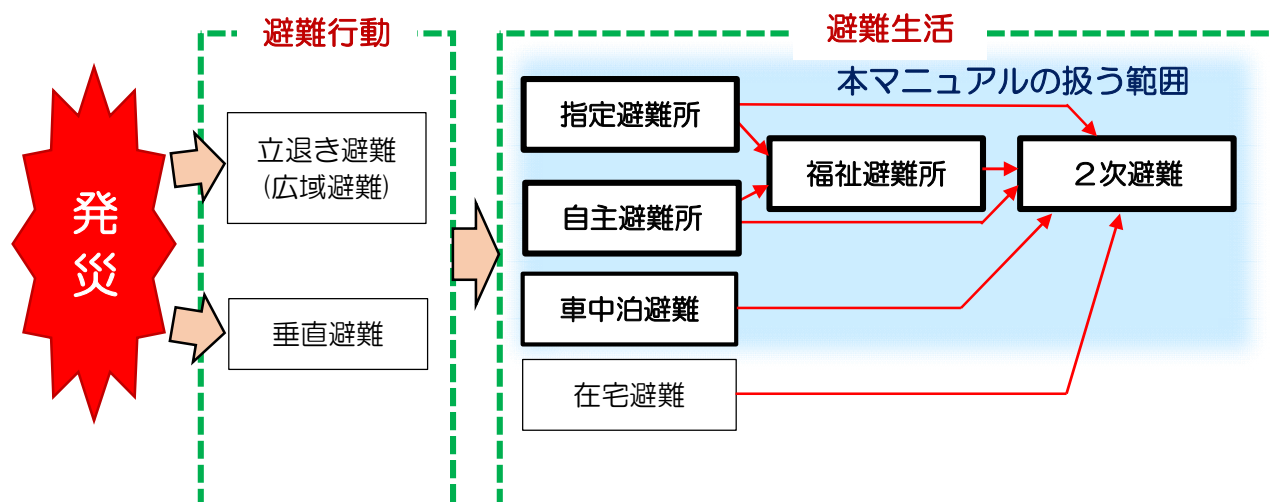
災害時には、防災気象情報や緊急地震速報、水位の状況など防災関係機関が提供する各種防災情報や村が発表する避難情報に基づき、村民の皆さんや観光等で道内に滞在する方々は自らの安全を確保するため避難行動を取ります。

避難とは「難」を「避」けることです。

村が予め指定する緊急避難場所や安全な場所の知人・親戚宅、旅館等へ避難する「立退き避難（水平避難）」や、洪水、高潮等で浸水せず安全が確保できる高所への避難（垂直避難）、又は自宅の上階への移動等、屋内安全確保という避難もあり、災害の状況に応じて適切な避難行動を取ることが求められます。

台風等により一晩以上避難を続けなければならない場合や、住家が損壊していたり、浸水等による家財被害の大きい場合などは、村が開設する避難所に避難し、災害による危険性がなくなったり、仮設住宅など新たな生活拠点が確保されるまで、避難生活を続ける必要があります。

▼避難行動・避難生活の基本的な流れと本マニュアルの扱う範囲



避難生活は、村が開設する指定避難所や福祉避難所に滞在する「避難所避難」のほか、道路の寸断等で避難所にアクセスできない場合に自宅や地区会館等を避難所とみなして避難する「自主避難所への避難」、断水や停電等が継続する中で自宅に留まる「在宅避難」、プライバシーを確保する等の理由で車の中で避難生活を送る「車中泊避難」など、様々な形があります。

このうち、本マニュアルは、村が開設する「避難所での避難生活」を、避難者自身や行政、ボランティアなどの支援者により、良好かつ快適な環境で送るために必要な事項をまとめたものです。

また、本マニュアルの記載事項は「自主避難所」における避難所運営においても適用していくことが求められます。

本マニュアルでは、避難所運営に関する業務を5つの視点で整理しています。

1つ目は、災害発生時の避難所開設や避難者の受入れ、避難所の運営や撤収までの対応手順。2つ目は、北海道ならではの厳冬期の避難所運営のポイント等、避難所生活を向上させるための留意点。3つ目は、要配慮者のための福祉避難所の開設や運営の手順。4つ目は、広域避難の手順や留意点。5つ目は、災害時に円滑な避難所開設や運営を行うための平時からの取組です。

それぞれのポイントは、次のとおりです。

1 避難所運営の基本的手順と留意点【第2章】P6～

- ☐ 避難所を開設する際に必要な体制や各スペースの設置の考え方
- ☐ 避難者の受付・誘導方法や要配慮者など様々な避難者への対応・感染症対策
- ☐ 避難者が主体的に運営する「避難所運営委員会」の体制や役割
- ☐ 避難が長期化する場合の避難所運営のあり方
- ☐ 避難所運営への男女協働参画
- ☐ 在宅避難者等の状況把握や避難所を拠点とした支援の実施
- ☐ 車中泊避難のスペースの確保や実施上の注意点

2 避難所生活の「質の向上」【第3章】P29～

- ☐ スフィア基準を踏まえた避難所施設の整備や被災者支援の実施
- ☐ 暴力や犯罪を許さない環境づくり
- ☐ 女性や性的マイノリティの方々への配慮
- ☐ 外国人の方々への配慮
- ☐ 障害者の方々への配慮
- ☐ 厳冬期における寒さ対策の充実
- ☐ 災害関連死の予防対策
- ☐ トイレ対策
- ☐ 感染症拡大防止対策

3 福祉避難所運営の手順と留意点【第4章】P53～

- ☐ 要配慮者のための福祉避難所の運営について
- ☐ 福祉避難所の運営体制や設備、支援の提供方法

4 広域避難（2次避難）の手順と留意点【第5章】P57～

- ☐ 広域避難における協議手順や実施手順
- ☐ “被災した村”から受入市町村への移動
- ☐ 受入市町村における避難者の受入れや避難所運営

5 “まさか”に備える平時の取組【第6章】P72～

- ☐ 村における体制整備や避難所の指定
- ☐ 被害想定を踏まえた事前の備えや避難者に必要な設備・物資
- ☐ 地区の避難所マニュアルの作成や村民等を対象とした避難所運営訓練等の実施

注 本マニュアルで記載する「要配慮者」とは
高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する方（妊産婦、傷病者、
難病患者、外国人、性的マイノリティの方、難病患者等）のことです。

第2章 避難所運営の基本的手順と留意点

1 避難所を開設しよう

(1) 避難所の開設判断・・・・・・・・・・・・・・・・

避難所開設の要否は、村長が判断し、避難所の開設は、村の職員が施設管理者等の協力を得て行います。

⚠ 避難所は被害状況と危険度を確認した上で開設される必要があります。
避難所の開設前に【様式1 避難所の被害等チェックシート】を活用します。

ア 災害発生のおそれがあるとき（札幌管区気象台の発する防災気象情報に基づき、避難指示等を発令するとき）

村は災害が発生したときに安全が確保できる避難所を選定し、避難所開設担当職員(※)を避難所に派遣して、避難所を開設します。

※ 役場 総務課長が指名します。（1箇所につき2名基準）

イ 平日・日中（村職員の勤務時間内）に突発的な災害が発生したとき

村は施設管理者等に応急的に避難所開設を要請するとともに、直ちに避難所開設担当職員を避難所に派遣します。

ウ 早朝・夜間・休日（村職員の勤務時間外）に突発的な災害が発生したとき

村は避難所開設担当職員を避難所に派遣し、施設管理者等と協議して避難所を開設します。

地区会や自主防災組織の代表者等が、応急的に避難所を開設することもできます。

⚠ 地震や大規模停電で携帯電話が使用できず、村役場に連絡がとれない場合には、住民による自主避難所の開設判断が必要となることがあります。

□ 鍵を開ける人

＜通常時＞

避難所施設の解錠・開門は村の避難所開設担当職員が施設管理者等の協力を得て行うこととします。

＜緊急時＞

避難所開設担当職員、施設管理者がともに不在で、かつ、緊急の場合には、地区会・自主防災組織等が管理している鍵で解錠・開門し、避難所に集まった方々を中心に、避難所の開設準備にとりかかります。

(2) 応急的な避難所準備組織の立ち上げ・・・・・・・・

避難所（施設）の点検を速やかに実施し、避難者を取りまとめ、円滑に避難所を開設するため、応急的な避難所準備組織を立ち上げます。

□ リーダーを決めましょう

- ・避難所開設の準備として、応急的な避難所準備組織のリーダーを選出しそのリーダーのもと、避難者が協力して、施設の安全確認、避難スペースの確保（避難所内の区域設定）を行います。
- ・女性と男性とでは災害から受ける影響やニーズが異なることに配慮するため、リーダー又は副リーダーに女性の参画を促し、男性、女性両方を配置するよう努めます。

⚠ リーダーには、地区会・自主防災組織の役員、「北海道地域防災マスター（※１）」や避難住民の意見により推薦された人などが考えられますが、すぐに決まらない時は、村の職員（※２）が一時的にその任にあたり、対応します。

※１ 道が開催する研修を受講するなどして認定を受けた者

※２ 当初は、役場 総務課長が指名する職員

村災害対策本部設置後は、企画産業課長が指名する職員

ただし課長等は、行政機能維持の観点から、努めて除外します。

・本格的な避難所運営組織が形成されるまでは、リーダーや副リーダーが陣頭指揮をとり、避難所運営にあたります。災害発生直後から当面の間、避難所運営は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替で対応できる体制とします。

(3) **施設の安全確認**

避難所は被害状況と危険度を確認した上で開設される必要があります。
このため、避難所の開設前に以下の事項を確認します。

- 避難所への立ち入りは、建物の安全性を十分確認し、危険がある場合は、必要な安全措置が取られるまで待ちます。
- 目視して、明らかに危険が認められる箇所については、避難者が近づかないように、その周辺を直ちに立入禁止とします。
- 周辺の二次災害のおそれ（火災、土砂災害等の危険性）がないことを確認します。

⚠ 【様式１ 避難所の被害等チェックシート】に基づき点検を行い、安全性を確認します。

⚠ 安全確認中に二次災害に巻き込まれないことを優先し、確認者２名でお互いが目視のできる距離を保ち、連携しながら確認します。
また、決して無理はせず、危険を感じたときは、一度戻って村災害対策本部に報告します。

⚠ 地震の場合は、破損が少なくても地震が続くことによって倒壊する事例があります。多数の避難者を統率することは難しいため、避難者とともに安全確認を行うなど、避難者同士で協力することも重要です。

(4) 避難スペース・場所の確保・・・・・・・・・・・・・・・・

安全確認が済んだ施設（部屋）から、避難スペースを決めていきます。

学校を避難所とする場合は、施設の開放準備が決められている場合があるため、施設管理者にどの部屋から避難スペースとして活用できるかを相談しながら、避難スペースを決めていくようにします。

避難スペースは、利用目的やその範囲などが子どもや外国人の方など誰にでもわかるような平易な言葉や表示方法を工夫（漢字にカナをふる、イラストを使う等）して明示します。

⚠ 避難所内での居場所を定めた後にレイアウト変更することは大きな労力を要することから、避難所の開設後、速やかにパーティション（屋内テント）や段ボールベッド等の簡易ベッドの設置など、居住環境を確保することが重要です。

※ 避難所ごとに、あらかじめ「レイアウト」や「ゾーニング」を検討しておくといいです。

【様式5 避難所内の配置図】

※ 医師、保健師等の保健衛生の専門家と連携して、パーティション（屋内テント）や、段ボールベッド等の簡易ベッドの有効性・必要性を避難者に周知します。

また、避難所開設時にパーティション等の物資が不足する場合は、高齢者や障害者などの方の使用や、女性のプライバシーの確保等を優先的にを行います。

これらの物資は、村の防災倉庫等に備蓄しています。

⚠ AEDなどの機器について施設内の設置有無などを確認しておくことも重要です。

【スペースの決め方の例】

□ 入口(玄関)

避難所内は土足禁止とするため、外靴を脱ぐ場所と外靴を脱がない場所を分けましょう。上履きの準備も必要です。

以下の物を玄関に置くとよいです。

□ 椅子 (靴を脱ぐため)	□ 手指消毒液、 配布用マスク (感染症対策のため)	□ ブルーシート (靴置き場にする ため)	□ ライト等の簡易 照明(夜間・停電時の ため)
------------------	----------------------------------	-----------------------------	--------------------------------

□ トイレの設置

断水等によりトイレが使用できない場合は、簡易トイレや普段のトイレにビニール袋をかぶせて使用する携帯トイレ等を配備・活用します。

また、災害用トイレ（自動ラップ式トイレ、防災倉庫等に備蓄）は、高齢者、障害者、女性等による利用を優先します。

衛生的で快適なトイレ環境を維持し、防犯対策に配慮を施すことで、我慢せず使用できる環境にします。

⚠ トイレの個数は、災害発生当初は避難者50人あたり1基です。

その後、避難が長期化する場合には20人あたり1基、女性用と男性用の比率は、3：1となるようにします。

なお、トイレの平均的な使用回数は、1人5回/日とされています。

□ 居住スペース

- ・屋内で広いスペースが確保できる場所から居住空間を決めていきます。
(例) 学校(島牧小・島牧中)の場合、体育館 → ホール等 → 教室等の順に決めていきます。
教室等を使用する場合は、使用期限等について学校側と調整します。
- ・広い居住空間の場合は予め通路を確保します。
また、要配慮者は、通路の近傍がよいです。
- ・学校では児童・生徒が残っている場合があります。保護者と連絡がとれるまでの間、児童・生徒を安全に待機・保護します。
- ・世帯(グループ、パートナー等)を基本単位に居住区を編成します。
- ・世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住区の中に編成します。
- ・その他にも、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境を作ります。
特に、観光地や商業地域では、地区の住民以外も避難所に避難してくる可能性があります。これらの避難者は、長期にわたって避難所に留まらないと考えられるため、地区の住民とは分けて、居住区を編成します。
- ・福祉避難所等が被災したり、そのスタッフが被災した場合を想定し、スペースを準備します。

⚠ 居住区は、最低でも一人当たり35平方メートル、可能なら45平方メートル(各避難所の実情に合わせて設定)のスペースを確保します。

⚠ 避難所の実情に応じて間仕切りを施すなどプライバシーの確保を図ります。

なお、間仕切りを設ける場合は、**通気・防犯上の観点から、高さは1～1.2m程度**とすることが望ましいとされています。

⚠ 避難生活の長期化に伴って、避難者の荷物等の増加により、スペース配分が不均衡になることも想定されるため、スペース配分の基準を家族単位とするなど、可能な限り公平な配分とします。

□ 居住スペース(女性と子ども等の専用エリア)

要配慮者や単身女性、妊娠婦・乳幼児、母子家庭のケアのため、また、性暴力等の防犯対策のために、一般の居住スペースとは分けて専用エリアを確保し仕切りを作ります。

□ 避難所運営に必要な場所(事務所)

避難所運営に必要な場所(受付窓口、運営本部、作業スペース)は居住スペースと別に用意します。

施設のホール等出入口付近の場所が適しています。

□ 立ち入り禁止スペース

学校の理科室など危険な薬品や設備等がある部屋や、職員室や事務室な

ど情報管理等の観点から問題のある部屋などは、立入を禁止します。

□ 支援物資の受入スペース

トラックなどの車両からの荷下ろしが可能な場所や、物資の管理がしやすい場所にします。 要冷蔵の食材の貯蔵などには、積雪を活用して低温室や冷蔵庫の代替をすることも考えられます。

⚠ 建物の崩壊や浄化槽の損壊等で使用できないトイレは、立入禁止とします。

(5) 避難者受入れ後の避難スペース・場所の調整・・・・・・・・・・

ア みんなが安心して過ごせるように設置するスペース

□ 採暖室

暖房器具の数や能力が十分ではない場合、大きな部屋にこれらを設置しても効果的に暖められない場合があります。

このため、学校では教室を利用するなど、採暖のできる部屋が必要な場合もあります。

□ 相談所

個人のプライバシーが守られ、避難所内のことなどを運営者に相談する部屋であり、できるだけ早く設置するようにします。

□ コミュニティールーム（サロン）

避難者が気軽に集まり、お茶を飲んだり語り合ったりする場として使用できる部屋・空間です。避難生活が長期化した場合には、ストレス軽減の観点からも重要なスペースであり、必要に応じて女性専用スペースも設けます。居住スペースから少し離れた場所に設置します。

⚠ 避難所のルールや被災者への連絡事項、役場等からの情報等を掲示する「掲示板」を設置します。

□ 静養室

パニックを起こした人が一時的に過ごして冷静さを取り戻したり、騒がしい場所が苦手な人が過ごしたりする場所です。居住スペースから離れた場所に設置します。

□ ゴミ集積場

臭いの問題等があることから、屋外に設置するようにします。なお、冬期間は雪を掘って仮置きすると腐敗による臭いを発しにくくなりますが、設置場所の選定には落雪の危険性がないか、また、除雪やゴミ収集がスムーズに行えるかをチェックする必要があります。

□ 礼拝スペース

宗教によっては礼拝する場所を必要とする場合があります。

礼拝のための場所の提供を求められた場合は、可能な範囲でスペースを用意し、目隠しを行う、周囲の避難者に理解を求める等の対応を検討します。

イ 女性・男性・多目的用に分けて設置するスペース

□ 更衣室

可能な限り女性用・男性用・多目的用に分け、女性用は男性用の場所からできるだけ離して設置するとともに内側から施錠できるようにして、昼夜問わず安心して利用できる場所（明かりがある場所等）に設置します。

□ お風呂・シャワー

お風呂など水を流す必要のあるものは、排水口がある場所に設置します。

仮設風呂等については、手すりが設置されていない・滑りやすい等の制約もあり、脆弱性の高い高齢者等には適さないものもあるため、入浴支援者の確保が必要になります。要すれば、高齢者施設、旅館などの入浴施設の活用や、施設までの輸送手段（バス）等の確保を検討します。

寒さ対策を徹底しましょう。屋内施設との温度差を極力少なくすることでヒートショックを防ぐことができます。

入浴は体を清潔にし、ストレス解消にも効果があります。可能であれば避難所開設時から仮設浴場等を設置して入浴環境を確保します。

 入浴施設は 50 人に 1 つを目安に設置します。

□ 洗濯物干し場

状況が落ち着いてきたら、仮設の洗濯場（洗濯機・乾燥機、洗濯干し場）を確保します。

ウ 女性と子どものために設置するスペース

□ 授乳室

学校の体育館や教室など様々な場所を設置場所として選択できますが、プライバシーに配慮し、目張りや内部から施錠できるようにして安心して利用できるように配慮する必要があります。

また、薄着になることもあるため、暖房が必要な場合もあります。

□ 育児室（託児室）・子どもが遊べるスペース

周囲を気にせず、子どもを遊ばせる場所を居住スペースから離れた場所に設置します。

こうした部屋は、日中、避難所から仕事や作業に外出する方のお子さんの託児室としても利用できます。なお、子どもの安全が守られるよう、保護者や担当者が見守るようにします。

なお、冬期間はグラウンドなどに積雪があることを活用して子どもたちの遊ぶ場所を用意することも考えられますが、その場合は落雪等、雪の事故に十分注意する必要があります。

エ 要配慮者等のために設置するスペース

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人、女性、子ども、性的マイノリティなど、多様なニーズに配慮する必要があり、特にトイレや授乳室等への動線を考慮します。

また、一般の避難所では生活することが困難になることも考慮し、運営本部から目の届く範囲に避難スペースを設定し、福祉避難所への移送の可能性

もありうることから、出入口までの動線も考慮します。

オ 感染症対策のために設置するスペース

□ 患者室（隔離室）

風邪や感染症等のまん延を防ぐため、患者の隔離場所として設置します。
換気を十分に行い、暖房器具があれば設置します。

また、スペースは可能な限り個室にするとともに、なるべく一般的な通行経路から離れた場所に設置します。

隔離区域として使える部屋がない場合は、屋内テント又はビニールやバリアとなり得る素材を用いてパーティションで区切り、避難所内に新たな隔離区域を設けます。

可能であれば、床から天井までを区切る一時的な壁をつくり、隔離区域の出入口には手指消毒液を設置し、ポスターなどを貼りだし、適切な個人用防護具（手袋やマスク等）を着用してから入室することがわかるようにします。

□ 発熱、咳等の症状が出た方の専用トイレ及び手洗い場

症状が出た者の専用のスペース、トイレや手洗い場は、一般の避難者とはゾーンや動線を分けます。

すぐに対応ができない場合は、取っ手やノブなどの共用部分の消毒を徹底する必要があります。

カ 通信環境を整備するスペース

□ 固定電話の設置

居住スペース（就寝場所）に声が届かない場所に設けるようにします。

□ 携帯電話等の充電スペースの設置

避難所の規模に応じて、携帯電話等の充電スペースを設置します。

人目につく場所に設置し、盗難事故の発生に留意する必要があります。

また、名簿等で管理したモバイルバッテリーの貸出で対応することもできます。

□ インターネット環境の整備

避難者がインターネットにより情報を入手できる設備（w i - f i など）を通信事業者の協力を得ながら、設置に努めます。

キ ペット滞在スペース

国では、ペットを飼養している人が災害時に自宅等から避難する必要があるときは、飼い主の自己責任の下でペットを連れて避難する「同行避難」を推奨しています。

一方、共同生活を送る避難所では、動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人などがいることや、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭いなども十分に考慮した滞在スペースの確保が必要となります。

このため、アレルギーを持った方や動物が苦手な方の居住空間とペットの飼養場所を分離するとともに、避難所内の移動でも動物との接点がないように動線を考え、人と動物との住み分けを行います。

2 避難者を受け入れよう

(1) 避難者の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・

ア 避難者の受付を設置します。

世帯（グループやパートナー等、戸籍や住民票上の世帯に限らず、同性パートナー等も含む）の代表者に、人数等の事項を避難者台帳等に記入してもらいます。

【様式7 避難者台帳】

⚠ 感染症対策のために、有症状者専用の受付を分けて設置し、避難者の健康状態（発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など）を確認します。

⚠ 性別の情報が必要な場合は、男女の選択肢のほかに「その他・答えたくない」としたり、または性別の回答を自由記載にするなど、性的マイノリティの方等にも配慮し、自認している性別に応じて任意に回答できるようにします。また、氏名欄についても戸籍名や通称名にこだわらず記載できるようにします。可能であれば、避難者台帳の多言語化や、多言語による説明資料を準備します。

イ 避難所のルールについて、口頭や説明用紙を使い、説明します。

また、掲示板や壁等に食事や消灯時間など生活の基盤となる情報を掲示します。

⚠ 避難者に一斉に説明する場合は、聞こえないことが混乱の原因となるため、メガホン等を使用し、繰り返し実施する必要があります。また、視覚障害の方、聴覚障害の方、漢字が読めない方や外国人の方など、配慮の必要な方々の視点を忘れないようにします。

ウ 避難者の居場所が決まり次第、世帯（グループやパートナー等、戸籍や住民票上の世帯に限らず、同性パートナー等も含む）の詳細情報を、避難者個別カードに記入してもらいます。

【様式2 避難者個別カード】

⚠ 避難者の中には、DV やストーカー等の被害者が含まれている可能性もあることから、避難者台帳に個人情報の開示・非開示について本人確認を行う欄を設け、個人情報の管理を徹底します。

エ 避難所運営本部は、避難者台帳や避難者個別カードで避難者に記入してもらった情報を電子データ化し、これを元に食事・入浴・医療の有無、家族探索の有無、福祉施設への移動の有無等の項目を追加するなどして活用します。

⚠ 名簿は鍵のかかるロッカー等での保管が求められます。

オ 村災害対策本部は、各避難所の被災者台帳を取りまとめるとともに避難者数を把握し、避難者の罹災証明等の交付状況などの支援状況が把握できるよ

う活用します。

- △ 避難者の名簿を「安否情報システム（消防庁）」に登録することにより、住民からの照会に対応します。

カ 居住空間への避難者の誘導にあたっては、施設の広いスペース（体育館等）から避難者を案内し、支援を要する高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等は、家族単位で優先して空調設備等のある部屋へ、単身女性や母子家庭等は、女性と子どもの専用エリアへ、案内します。なお、あとから移動することになると避難者の負担になるため、初期のゾーニング対応は大切です。

発災直後は、短時間で設営でき、避難者を安全に受け入れることを優先したレイアウトとして滞在することが考えられますが、状況によっては、少し落ち着いた後に、避難者の健康やプライバシーを守るため、避難所における生活環境を考えたレイアウトに移行する必要があります。

このため、避難者に対し、「当初は臨時的なレイアウトであること」「途中で避難生活改善のためにレイアウトを変更する可能性があること」を説明するなど、滞在場所が変わることがありうることについて、あらかじめ理解を得ておくなどの工夫をしておくといえます。

キ 犬、猫などの動物は、指定された場所以外で飼育することを禁止し、万が一のトラブルやアレルギー体質の方への配慮の必要性などを説明し、ペット登録台帳に登録した後、所定のペット飼育場所を伝えます。

【様式17 ペット登録台帳】

(2) 負傷者・要配慮者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・

ア 負傷者等

- ・避難者に負傷者、発熱や咳等の症状がある者がいる場合には、その負傷等の状況を確認し、治療の必要性（緊急度）が高い者については、村災害対策本部に連絡します。

- ・避難所内で対応可能な場合は、保健室等で適切な処置を行います。

- ・避難者の中に、医師、看護師、保健師など、医療関係者がいる場合、協力を依頼します。

イ 要配慮者等

- ・要配慮者について、福祉避難所での対応が必要な場合には、【様式9 避難行動要支援者名簿】により、村災害対策本部に連絡します。

村は、社会福祉法人 徳美会との協定に基づき、島牧慈光園・島牧柏光園に受け入れ、又は道と調整して他避難所等への移送を要請します。

- ・要配慮者が必要とする食料（食物アレルギー対応食品等）や物資（ストーマ用装具等）のニーズを把握し、村災害対策本部に確保を要請します。

また、支援物資が全員に行きわたる量ではない場合、要配慮者から優先して配布する等、事前に検討しておきます。

- ・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人、女性、子ども、性的マイノリティなど、多様なニーズに配慮する必要があります。

- ・盲導犬や介助犬、聴導犬などの身体障害者補助犬は、障害を持った方々の手足となる重要な存在ですので、常に利用者とともに生活し行動する必要があります。

(3) 車中泊の避難者に対する対応・・・・・・・・・・・・・・・・

ア 車中泊避難は健康管理や避難者等の状況把握の面で課題があり、望ましいものではなく、長期の生活を送る場所として適切ではありません。

しかしながら、プライバシーの確保やペットの世話ができることや、冬季や降雨時等の避難の際の利便性、短期の滞在性などの利点があることから、災害発生時には、こうした理由により車中泊を選択する避難者がいます。

⚠ 普通自動車1台当たりの駐車スペースの基準は、30平方メートル（駐車ます＋車路幅員）です。

イ 避難所に入所せず車中泊避難をする場合、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒の危険性への注意が必要です。

また、冬季は、車のエンジンを切ると急速に室温が下がるため、寒さにも十分注意が必要です。

車中泊の避難については、自由に様々な場所で行われると避難者等の状況把握が困難となることや、トイレ設備などの環境の整った場所で車中泊避難が行われることが望ましいことから、避難所の駐車場等に車中泊を行うスペースを設置するなど目配りができる範囲で認めます。あわせて、食事やトイレなどの所定の生活ルールを説明します。

また、健康被害を防ぎ、適切な方法で車中泊避難を行えるようにするため、エコノミークラス症候群の予防として、リーフレット（※）を配布し屈伸など適度な運動、弾性ストッキングの使用、水分摂取などの注意喚起を行います。

なお、避難所避難者と同様、避難者個別カードに記入させ、車中泊避難者の情報を把握します。

※【参考】厚生労働省エコノミークラス症候群対策リーフレット

エコノミークラス症候群の予防のために

○ エコノミークラス症候群とは
食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血栓ができて血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○ 予防のために心掛けること
予防のためには、
①ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
②十分にこまめに水分を取る
③アルコールを控える。できれば禁煙する
④ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
⑤かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
⑥寝るときは足をあげる
などを行いましょう。

○ 予防のための足の運動

足の指でグーもつくる	足の指をひらく	足を上げてつま先立ちをする
つま先立ちをする	かかとを地面から離し、足の内を動かして足裏を伸ばす	ふくらはぎを軽く揉む

⚠ 避難所に避難していない在宅避難者や車中泊避難者は、妊産婦、乳幼児を抱える家庭といった特別な配慮やニーズがある人が多いため、最寄りの避難所等で避難者名簿に記入することを推奨して、ニーズを把握し、女性用品や乳幼児用品、簡易トイレ（携帯トイレ）、アレルギーを含む、必要な物資を支援する必要があります。 また、車中泊にはペット同伴避難が多いことにも留意します。

(4) 食事提供時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・

ア 食中毒の予防

避難者に食事を提供する際には、衛生面や温度管理に留意します。

災害時は、食中毒が発生しやすい状況となることから、食事を提供する方、食事を食べる方、どちらも、食中毒予防のための衛生管理に注意が必要です。

このため、調理や食事を提供する前は、石けんなどで十分に手洗いを行い、できるだけ加熱した食べ物を提供し、生ものの提供は避けます。

また、できるだけ早く食べて食べ残したものは、廃棄するなどの管理も必要です。

⚠ 水が十分確保できない場合は、手指の汚れをおしぼりやウエットティッシュ等でしっかりと拭きとり、アルコール消毒したあと、使い捨て手袋を着け、アルコール消毒液を手袋全体にかけます。

イ 様々な方への配慮

食物アレルギーの方や宗教上の理由から食べることのできない食材のある方への配慮が必要です。

食事を提供するたびに、アレルギー等の有無について掲示するなど、情報提供を行うようにします。

また、嚥下（えんげ）障害がある方は、固形物が食べられないだけでなく、ふつうの水を飲むことも困難です。このような、嚥下食やとろみ食、離乳食等しか食べられない方を把握し、配慮する必要があります。

ウ 温かい食事・飲み物の提供

災害の発生直後、国などからプッシュ型支援の物資が届くまでは（※標準では発災後3日間を想定）あらかじめ備蓄してある食料で対応する場合があります。

一方、避難者の健康のためにはメニューの多様化や栄養バランス等を考慮した適温食の早期の提供が求められ、普段食べているような食事や温かい食事・飲み物は安心感が生まれます。

栄養士などの協力を得ながら、ボランティア等による炊き出し、企業からの弁当提供やキッチンカー派遣等により、避難者の健康に配慮した食料提供の体制を構築できるよう努めます。

特に、冬季は避難所内の気温が低く、冷たい飲料を飲めない避難者も想定されることから、ポット等を活用し、温かい飲み物の提供に努めます。

⚠ 災害時の炊き出しは食品衛生法の営業許可の対象外であることに留意します。

(5) 設備・備蓄品の確認・・・・・・・・・・・・・・・・

ア 避難所運営に必要な設備及び物資を把握・確認します。

備蓄品の配付に備え、避難者台帳から必要な数を把握します。

設備の機能不備や備蓄品の不足等を把握し、村災害対策本部に要請を行う準備をします。

【様式3 物資要請票】【様式4 備蓄物資一覧表】

イ 避難所における必要設備や物資のほか、特に要配慮者が必要とする設備や資機材等については、発災時に必要数を確保することは困難な場合が想定されることから、村では、一定程度の備蓄を進めるほか、必要に応じて関係事業者・団体と協定を締結するなど、調達体制の構築について、平時から準備に努めています。

⚠ 避難所の規模や設備状況に応じて適切な冷暖房機材の備蓄を行います。

避難所における性暴力・DV被害防止のため、防犯ブザーの用意も検討します。

【避難所に必要となる設備や物資の例】

① 設備

☐ 水道	☐ ガス	☐ 電気 ※
☐ 電話	☐ 暖房・冷房	☐ トイレ
☐ シャワー	☐ 施設内放送設備	☐ 非常用電源機
☐ 投光器	☐ 外部受電盤	☐ 井戸、貯水槽等

※電気毛布等の使用を想定し、使用可能電力を把握しておく

② 資機材

☐ テレビ	☐ ラジオ	☐ インターネット環境 (Wi-Fi 等)
☐ 携帯電話等の充電 機器	☐ ポータブルストーブ	☐ 事務機器(パソコン、 プリンタ、ファクシミリ)
☐ 電気ポット	☐ 無線機	☐ 衛星携帯電話
☐ 炊き出し用品	☐ パーティション	

③ 食料、飲料

☐ 食料	☐ 飲料水	☐ 乳幼児用ミルク
☐ 離乳食	☐ アレルギー対応食	

④ 生活用品等

☐ 段ボールベッド	☐ 毛布	☐ 電気毛布
☐ 冬用寝袋	☐ タオル	☐ 下着
☐ 衣類	☐ 電池	☐ 紙おむつ(乳児・大人)
☐ ティッシュペーパー	☐ トイレットペーパー	☐ トイレ掃除用品
☐ 手指消毒液	☐ 燃料(灯油等)	☐ 防犯ブザー
☐ 生理用品	☐ 中身が見えない ゴミ袋	☐ 布団・枕

⑤ 感染症対策用品

☐ 使い捨てマスク	☐ 体温計	☐ 石けん
☐ ペーパータオル	☐ 消毒液	☐ ウェットティッシュ
☐ 使い捨て手袋	☐ ビニールエプロン	☐ 嘔吐処理用具

⑥ 避難者個人でも備蓄できるが、必要に応じて地区等で備蓄しておくもの

☐ 最低3日間分の食料	☐ 飲料水（1人1日3ℓを目安）	☐ 簡易トイレ
☐ トイレットペーパー	☐ タオル、バスタオル	☐ 着替え（動きやすい服装、長袖）
☐ 歯磨きセット	☐ ティッシュペーパー	☐ ウェットティッシュ
☐ マスク（感染症・ほこり対策）	☐ 懐中電灯	☐ 上履き（避難所の屋内用）
☐ 体温計	☐ 持病の薬（薬手帳）	☐ アルコール消毒液
☐ ゴミ袋	☐ 使い捨てカイロ	

⑦ 地区等の実情に応じて確保しておくもの

☐ 生理用品（自分の周期1回分）	☐ おりものシート	☐ 下着 サニタリーショーツ
☐ 妊産婦用下着	☐ 妊産婦用衣類	☐ 母乳パッド
☐ 液体ミルク等	☐ 授乳用ケープ	☐ 哺乳瓶等
☐ 皿、スプーン、フォーク等	☐ おしりふき	☐ 紙おむつ（乳児用・大人用）
☐ 常備薬	☐ 保湿クリーム	☐ リップクリーム
☐ スキンケアセット（化粧落とし、洗顔、化粧水、乳液等）	☐ 動きやすい靴（ヒールを避けて、避難しやすい靴）	☐ 義歯洗浄剤
☐ 髪ゴム		

⚠ ゴミ集積場は可能な限り分別し、特に一般ごみと携帯トイレ等のし尿ゴミは場所を分けるなど明確にしましょう。

(6) 村災害対策本部へ避難所の状況を連絡・・・・・・・・・・

避難所の状況について村災害対策本部に連絡します。

村災害対策本部への連絡は、原則として避難所開設担当職員が行います。

避難所開設担当職員が不在の場合や、緊急の場合は、避難所準備組織のリーダー（避難者の代表者）が行います。

この連絡により、避難所が村災害対策本部からの後方支援を受けるきっかけとなるので、可能な限り速やかに連絡します。

また、避難所からの連絡は、村災害対策本部の貴重な情報となるので、可能な限り周辺の状況も含めて避難所運営日誌に記録し、その内容を連絡します。

【様式6 避難所運営日誌】

(7) ペットの受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・

犬や猫、小鳥、ハムスターなどの小型のげっ歯類など、一般的にペットとして飼われる動物について、被災者が避難所に同行避難して来た場合は、以下の点に留意して対応します。

□ ペット滞在スペース

犬、猫などのペットは、指定された場所以外で飼育することを禁止し、万が一のトラブルやアレルギー体質の方への配慮の必要性などを説明し、ペット登録台帳に登録した後、所定のペット飼育場所を伝えます。

避難者が連れてきたペットは、飼い主にとってはとても大切な存在ですが動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人もいます。

共同生活を送る避難所では、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭いなどの問題もあります。

そのため、居住スペースとは十分な距離をとることが必要になるほか、ペットの種類によっては屋外で飼育できないものもあることから、屋内にスペースを設けることも考慮する必要があります。

【様式17 ペット登録台帳】

□ ペット受け入れの際の留意点

⚠ 同行避難が可能な（飼育スペースあり）避難所については、飼い主が責任をもって避難所でペットを飼育するための居場所の確保やケージ等を用意する等、具体的な対応を検討します。

⚠ ペットの中には、逃げて野生化した場合に生態系をかく乱する恐れがある動物（フェレットやプレーリードッグ等）が含まれることに留意し、避難所から逸走しないよう、飼い主と協力して適切に管理します。

⚠ 避難スペース等の状況からペットの居場所が確保できない場合は、ペットの同行避難者の受入れができる避難所やペットの預け先を紹介できるように各避難所から到達可能な範囲の施設に関する情報を提供します。

⚠ ペット飼育のための物資支援も必要です。

□ 盲導犬や介助犬などはペットと区別して対応

盲導犬や介助犬、聴導犬などの身体障害者補助犬は、障害を持った方をサポートする重要な存在ですので、常に利用者とともに生活し行動する必要があります。

こうした補助犬はペットと同様に扱わないよう配慮が必要です。

原則として、避難所では、利用者と補助犬は一緒に受け入れるようにします。

3 避難所を運営しよう

災害発生から概ね24時間～3週間程度（※被災状況等によって期間は変動します）では、避難者が避難所のルールに従って、一応の生活の安定を確立する時期であり、本格的な避難所運営組織を設置し、避難者自らが自力再建への足場を獲得するための支援を行います。

避難所は、被災者が一定期間生活を送る場所であるため、避難所を運営するための体制の確立が必要です。

原則的には、「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」ことが求められます。

被災者の自立・生活再建を最終目標に入れ、村職員や施設管理者から、避難者や地区住民による自主的な運営に移行します。

(1) 避難所運営組織（避難所運営委員会）の立ち上げ・・・・・・・・

避難所の状況が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営組織である「避難所運営委員会」を設置します。

避難所運営委員会は、原則として避難者（住民）が主体となり、避難所運営全般に関わり、必要に応じて具体的な業務を行うための班構成を行います。

担当業務ごとに班構成を行い、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を関係機関や団体の協力を得ながら整えます。

各班は避難所の規模や地区の実情に応じて、統合したり分割したりすることが可能です。

なお、避難者が運営を行うことができない場合、応援職員やボランティア防災士、地域防災マスター等による一部業務の分担、自主運営のための各種支援を行うようにします。

△ 運営委員の選定及び各班の構成に当たっては特定の人や性別に偏るなど役割を固定化せず、皆同じ「避難者」であることを認識し、誰もが自分で考え、できることを行っていくように配慮します。

【班構成の例】

	役割
本部班	・各班の業務の統制・調整 ・運営会議の開催・進行 ・村災害対策本部等への要望とりまとめ
情報班	・村災害対策本部等との連絡・調整の窓口 ・情報収集と情報提供 ・掲示板（掲示物）の管理
管理班	・避難者数等の把握 ・施設の利用管理 ・入浴順序の調整
相談班	・避難者のニーズ把握 ・避難者からの相談対応
食料班	・食料配給 ・炊き出し

物資班	・ 物資の調達・管理、配給
環境班	・ 生活衛生環境の管理、避難所内の清掃
保健班	・ 被災者の健康状態の確認 ・ 感染症予防 ・ 運動指導（エコノミークラス症候群の予防等）
要配慮者支援班	・ 要配慮者の支援
巡回警備班	・ 避難所の防火・防犯対策
避難者交流班	・ 避難者の生きがいつくりのための交流の場の提供
ボランティア班	・ ボランティア・NPO等の要請、調整

⚠ 避難者の数や支援者の数の少ない避難所では、状況に応じて「本部・情報班」など、複数の班を統合するなど工夫しながら運営します。

(2) 避難所運営委員会の活動・・・・・・・・・・・・・・・・

ア 会議の開催

避難所運営に関する情報の共有と認識の統一を行うために、避難所運営委員会では定期的に会議を開催します。

会議では、現状の課題や今後予想される状況とその対処などについて話し合い、その結果を踏まえた情報発信や避難所運営を進めていきます。

起床時間や配膳の方法、携帯電話の充電など、避難所のルールは状況に応じて修正することが必要です。

特に議題等がない場合でも、1日1回は、毎日同じ時間に会議を開催し、避難所内の情報を共有して、各班が連携した対応を行うようにします。

避難所運営の代表者は定時もしくは必要時に村災害対策本部会議に出席し避難所の状況や問題点等について共有し、課題解決方法について話し合います。

【避難所運営委員会の議題等の例】

- ☐ 避難所運営の方針決定
- ☐ 避難者のニーズ把握
- ☐ 必要物品や資機材の洗い出し、不足物の要請

【会議の実施要領の例】

- ☐ 会議の目的
避難所生活の現状・問題点等を把握・共有して、問題点の早期解消を図る。
- ☐ 参加者
会長、副会長、各班長、避難所担当職員、村災害対策本部からの連絡員
他市町村からの応援職員、ボランティア・NPOの代表者等
- ☐ 実施日時・場所
毎日16時～を基準。本部班位置等で開催
- ☐ 次第【進行役：本部班】
 - ①気象、被害状況、災害応急対策状況の報告（情報班）

- ②避難者数、避難者の健康状態等の報告（管理班、保健班）
- ③本日の活動状況、把握した問題点等の報告（各班）
- ④（③に基づく協議）
- ⑤明日の予定、連絡事項等（各班）
- ⑥会長指導・結言

イ 生活ルールの設定

避難所の状況に応じて、起床・消灯時間、清掃などの生活ルールを設けます。

【生活ルールの例】

時間	課業	担当班等
05:00	（新聞記事等の掲示）	（本部班）
06:00	起床・点呼（健康状態の確認）	管理班（保健班）
07:00	朝食準備	食料班
08:00	朝食	食料班
09:00	救援物資の受付～交付	物資班
	保健(運動)指導、巡回相談	保健班等
11:00	昼食準備	食料班
12:00	昼食	食料班
14:00	救援物資の受付～交付	物資班
	保健(運動)指導、巡回相談	保健班等
16:00	運営会議	本部班、各班長等
17:00	夕食準備	食料班
18:00	夕食	食料班
20:00	清掃	環境班
21:00	施設点検・防火点検	管理班
22:00	消灯・点呼（健康状態の確認）	管理班（保健班）
23:00	見廻り（防火点検）	巡回警備班

- ⚠ 自衛隊等による入浴支援があった場合は、別途入浴時間を設定します。
- ⚠ 避難者が勝手に自炊などをしないよう、必要に応じて炊事場の使用ルールを設けます。
- ⚠ 衛生環境を確保するため、トイレの使用ルールを設けます。

ウ 避難者や避難所運営スタッフの健康管理

避難所生活が長引くことによるストレスなどから、些細なことがトラブルになることもあります。 避難者の様子の変化に注意が必要です。

ストレスや不安などの精神的な負担や、体力的な負担を抱える避難者や避難所運営スタッフの健康管理のため、保健師や看護師等による保健指導や巡回相談、心のケアなどを実施するほか、運営スタッフと避難者が協力して、見守り体制を構築するなど、心身の健康保持のための環境を整えることが必要です。

【様式15 健康管理シート】

エ 避難者運営に係る記録等の作成

避難所運営日誌をつけるとともに、要すれば、これに係る記録等を作成して避難所の状況を把握し、運営スタッフ間の情報共有を図ります。

【様式6 避難所運営日誌】【様式10 外泊届】

【様式12 訪問者管理簿】【様式13 取材者受付用紙】

【様式14 郵便物等受払簿】【様式15 健康管理シート】

【様式16 ボランティア受付簿】【様式17 ペット登録台帳】

【様式18 避難者要望シート】

(3) 外部からの支援の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・

避難所は被災者の生活の場であるとともに支援拠点でもあります。このため、外部からの支援を円滑に受けられる体制を整える必要があります。

具体的には、DMAT や日本赤十字社、JMAT 等により医療救護所が開設される他、救護等のための医師・看護師や多様なニーズに対応するためのボランティアといった人的資源、さらに食料や生活関連用品等の物的資源の受入を円滑に行います。

【様式12 訪問者管理簿】【様式16 ボランティア受付簿】

【様式11 物資受払簿】

 外部から支援を受けるにあたっては、運営本部等の承認を受けた組織・団体であることに留意しましょう。

(4) 防犯対策・・・・・・・・・・・・・・・・

避難所での生活では、将来への不安やストレスなどから、トラブルが発生することがあります。また、避難者が安心して避難生活を送ることができるよう、傷害事件や貴重品の盗難、わいせつ行為等の性的犯罪などの発生を防止することが必要です。

避難所における犯罪は、着替える場所がなかったり、トイレが男女別ではないなど避難者の安全を守る環境整備が後回しになってしまうことや、周囲の人が見て見ぬふりで介入しない、プライベートな情報が普通なら知られるはずのない人まで広まってしまうといったことなどが原因で発生します。

避難所での防犯対策として、村を通じて警察による巡回・派遣体制の確保を依頼する、避難所内で自警団を結成する、避難者同士の見守り体制を構築する等の取組のほか、避難所内での犯罪には厳正に対処することを掲示するなどの取組を実施し、暴力を許さない環境作りを整備することが有効です。

特に、女性や子どもは被害に遭いやすい傾向にあることから、女性を対象としたトイレや仮設風呂付近での性犯罪発生防止の工夫（例えば、一人でトイレ

に行かせない、可能な限り夜間も照明をつけるなど）を行います。

また、防犯ブザーを貸出して女性・子どもなどへの犯罪防止や避難所生活における緊急事態に対する周知のために活用し、プライバシーを確保できる相談・打合せスペースを設け、安心して相談できる環境を整えておくようにします。もし、万が一被害が発生した場合は、更なる犯罪を生まないためにも、すぐに警察に通報し、被害を届け出てください。

なお、避難所内における防犯の取組や「巡回警備班」を立ち上げる場合は、男性と女性双方が参加するよう努めます。

- ☐ 避難所受付で入退所を管理し、不審者や部外者が避難所内に侵入しないようにします。

⚠ 避難者の中には、DV やストーカー等の被害者が含まれている可能性もあることから、避難者台帳に個人情報の開示・非開示について本人確認を行う欄を設け、個人情報の管理を徹底します。

- ☐ 性暴力・DV 防止に関するポスター等を見やすい場所に掲示する。
- ☐ トイレ・更衣室・入浴設備を適切な場所に設置し、照明や防犯ブザー、ホイスルで安全を確保する。
- ☐ 避難所の巡回警備は男女含めて複数人で行う。
- ☐ 女性用トイレや女性用更衣室には女性が巡回する。
- ☐ 女性相談員や女性専用相談窓口を設置する。
- ☐ 警察、女性支援団体等と連携する。

(5) 正確な情報の発信・・・・・・・・・・・・・・・・

デマや根拠のない情報により、避難者に不安等を与えないよう、警察や関係機関とも連携を図り、避難所内における正確な情報の掲示などの取組を進めます。

また、村災害対策本部に対し、デマの内容の情報提供を行い、Ｌアラート（テレビのデジタル放送等で地域情報が表示されるシステム）のお知らせ欄や公的な SNS を活用して避難者に正確な情報を発信するよう依頼することもあります。

避難者に対し情報発信をする際は、情報が行き届くようメガホン等を使用し繰り返し情報発信する必要があります。また、視覚障害の方、聴覚障害の方、漢字が読めない方や外国人の方など要配慮者への対応が必要です。

正確な情報の発信は、避難の継続や避難所生活に関する安心・安全に資するため、要配慮者や外国人を含む避難者に対して、地震・津波や気象情報等の周知・徹底を実施します。

- ⚠ 正確な情報収集の手段としてテレビ等も活用します。
- ⚠ 要すれば、マスコミ等の取材対応者を決めておきます。
【様式 13 取材者受付用紙】

(6) 在宅避難者等への対策の実施・・・・・・・・

避難所に避難してくる被災者への対応が重要であることはもちろんですが、帰宅困難者（勤務先や外出先等で災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった方）や在宅避難者（避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に

戻って避難生活を送っている方、またはライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている方）等への情報発信や物資提供などの対応拠点としても、避難所は機能する必要があります。

また、避難所は在宅避難者等の支援拠点として、水や食料、トイレの提供のほか、浸水害の場合であれば、自宅の片付けに使用する防塵マスク、ゴム手袋スコップ、扇風機、サーキュレーター等の提供も考えられるため、民間の被災者支援団体等と連携しながら実施することも検討します。

在宅避難者の支援については、国の手引きも参考にしてください。

「在宅避難者・車中泊避難者等の支援の手引き」（令和6年6月：内閣府）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/shien/index.html>

(7) 災害関連死の予防・・・・・・・・・・・・・・・・

災害時において、避難生活等が原因で亡くなる、いわゆる「災害関連死」を防ぐためには、避難所の生活環境の改善が欠かせません。

そして、災害関連死を防ぐための対策は、避難所の設置からできるだけ早い時期に実施する必要があります。特に、避難生活に欠かせない物資であるトイレ（T）とキッチン（K、食事）、ベッド（B、睡眠）、可能であればバス（入浴）を、発災後48時間以内に避難所へ整えるよう取り組みます。

また、避難者の持病の悪化防止、新たな病気の発生防止、健康維持のため、村内外の「医療・保健・福祉専門職の巡回・派遣」による避難者の健康チェック・管理等を定期的の実施します。加えて、DMAT や日本赤十字社、JMAT 等の指導のもと、専門施設等へ適切に橋渡しできる体制を確保するよう努めます。

災害関連死の予防に必要な考え方や取組（『TKB+W(暖房)』など）については、第3章3「災害関連死の予防」にも解説していますので、併せて確認してください。

- ☐ 避難所の生活環境（特に TKB+W）の改善を図る。
- ☐ 避難所の環境を確認するために保健師ラピッドアセスメントシート（※次ページを参照）を用いて、避難所の環境調整に必要な視点を確認する。
- ☐ 避難者のうち、特に要配慮者や妊産婦の健康状態の変化に注意を払う。
- ☐ 持病の薬が不足していないか確認し、災害医療救護担当者等の支援を受ける。
- ☐ 車中泊、在宅避難者など、避難所外の避難者への声かけ、見守り等を行う。
- ☐ 被災者の精神面での回復・安定をサポートする支援を行う。
- ☐ 支援者（災害対応に従事する職員）の健康面、精神面での回復・安定をサポートする支援を行う。
- ☐ 避難生活を健康に過ごすためのポイントとして、避難者に対して気温や天気等に関する気象情報等を提供する。

⚠ 避難生活を健康に過ごすために

☐ <u>水分</u> をとる	☐ <u>食事</u> をしっかりとる	☐ 入浴できる
☐ <u>身体を動かす</u>	☐ 安心して眠れる	

※【参考】ラピッドアセスメントシート

[illegible]

出典：厚労省HP：「災害時健康危機管理支援チームについて」

4 避難所を撤収しよう

避難所は、災害による被害を受けた人、または被害を受ける可能性がある人が、一定の期間、避難生活をする場所であり、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年3月31日 厚労省告示第144号）」により、避難所を開設できる期間は、「災害発生の日から7日以内」と定められています。

しかしながら、大規模な災害が発生した場合は、この期間を超えて避難所運営を余儀なくされる場合が多いのが実態です。

避難生活が長期化する場合、状況に応じて避難所の運営体制の見直しを行い、避難者の相談体制の確立、こころのケアなどを行うとともに、避難者の自立へ向けた取組に合わせて、避難所の撤収への合意形成を進めます。

(1) 避難者の生活再建に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・

概ね災害発生から3週間程度の期間が経過すると、日々刻々と変わる事態は減っていき、避難所生活も落ち着いていく傾向にあります。

その一方で、特に避難者の生活再建への見通しが立ちにくい場合などは、心身の健康状態の悪化が懸念されます。

被災者が生活を再建していくためには、避難生活を送っている段階から多様な相談支援（災害ケースマネジメント）を受けられるようにしていくことが重要です。

このため、村と連携し、相談所で被災者生活再建支援制度や就労支援等の相談ができるようにしたり、被災者個別の事情に配慮しながら、生活再建に向けた情報（仮設住宅建設の見込み、義援金の配分など）の提供を行っていくことが必要です。

(2) 避難所の統廃合・・・・・・・・・・・・・・・・

村・地区にライフラインの復旧がもたらされた段階は、避難所の解消の一つの目安となり、避難者に落ち着き先の要望を聞いた上で、できるだけ要望に沿う形で支援を行い、避難所の解消につなげることが求められます。

避難所を本来の役割に戻すことを目標として、他の避難所との統合も視野に入れ、解消に努めます。

例えば、校舎を避難所として使用している場合には、授業の再開に伴い、避難所として使用しているスペースを集約したり、他の避難所への移動を検討したりすることとなります。

(3) 避難所の統廃合に伴う避難者の移動・・・・・・・・

避難所を出られない被災者には、様々な理由があり、避難所を解消するためには、避難者に対して早くから見通しを示しつつ、事情を聴きながら解決する必要があります。

避難所の縮小・統廃合が進められる場合は、避難者に対して避難所の移動などについて事前に周知し、避難所を移動することが決定した場合は、移動の日時、荷物の搬送方法などについて避難者に伝達します。

(4) 避難所の撤収・閉鎖・・・・・・・・・・・・・・・・

ライフラインが回復し、避難者の自宅の修理完了や、仮設住宅などの仮住まいが確保される目途が立つと、避難所の閉鎖に向けた準備を進めます。避難所の閉鎖が決定した場合は、まず避難所の閉鎖時期と撤収準備などについて避難者に説明し、回収が必要な物資等がある場合は、村災害対策本部へ連絡し、避難所内の片付けや清掃を避難者の協力を得て行います。

避難所運営委員会は、村災害対策本部や施設管理者などとの調整の上、資料などを引き継ぎ、避難所を閉鎖します。

避難者の撤収が確認された後、避難所運営委員会は、避難所閉鎖日をもって解散します。

第3章 避難所生活の「質の向上」

平成23年（2011年）の東日本大震災や令和6年（2024年）の能登半島地震など、これまでの国内の災害では、避難所の水や食料、トイレ等は不十分で、暖房は限定的であり、狭い空間での生活によって、多くの避難者が体調を崩す恐れと隣り合わせの生活を強いられる事態が繰り返されてきました。

北海道・島牧村でもいつかは起きる大規模災害の際に、過去の災害と同じ事が繰り返されないよう、普段から地域の避難所運営についてよく考え、備えておくことは欠かせません。

特に、北海道の避難所では、凍えるような冬の寒さと、厳しい夏の暑さの双方を考慮しながら、誰もが生命の危険がなく、安心して快適に過ごせる生活環境を早期に整えることが必要です。

この章では、避難所を、苦しい避難生活を耐え忍ぶ場所ではなく、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所としていくため、どのようなことを考慮して生活の質の向上に取り組むべきか、そのポイントを示します。

1 スフィア基準

避難所の国際基準として報じられることの多い、いわゆる「スフィア基準」は、災害や紛争の被災者に対する人道支援活動のために策定された「人道憲章と人道対応に関する国際的な最低基準」のことであり、人道支援を行う非政府組織と国際赤十字・赤新月運動が開始した「スフィア・プロジェクト（スフィア）」にて、1997年（平成9年）に策定されました。

スフィアが作成した「スフィア・ハンドブック」には、被災者の人道支援における主要な4つの分野（衛生、食料、避難所、保健活動）における最低基準が記載されており、避難所においては、主なものとして、次のような最低基準が示されています。

- 避難所が安全で安心な地域に立地していること
- 暮らしに欠かせないサービスと生計手段を得るための適切なスペース及びアクセスが提供されていること
- 家庭用品の支援により、健康の回復と維持、尊厳、安全が支えられていること 等

さらに、スフィア・ハンドブックでは、このような最低基準を達成するための基本指標（目安）として、

- ・ 一人当たり、最低、毛布一枚とベッド
- ・ 一人あたり、皿一枚、食器一式を一組、飲み物用のコップ一つ
- ・ 一人当たり、最低 3.5 平方メートルの居住スペース
- ・ 内部天井の高さが少なくとも 2m

などの数値が示されています。

なお、スフィア基準を考慮する際は、基本指標の数字を達成することをゴールとしないよう注意が必要です。

スフィア・ハンドブックでは、スフィア基準の遵守は「すべての基本行動の実施、またはすべての基準における全基本指標の達成を意味するものではな

い」と記載されています。 スフィア基準の指標や最低限の必須条件は、状況に応じて適応される必要があることに留意してください。

また、スフィア・ハンドブックでは、災害等により影響を受けた地域や人々に対する9つの必須基準を設けており、被災者支援が変化する状況に合わせて効果的に行われていることや、被災者支援が支援者と被災者双方のコミュニケーションに基づき行われること、支援者は被災者の苦情や要望を積極的に受け入れて適切な対応をすること等が定められています。

従って、避難所の設備や環境を整えるだけでなく、役場はもちろん、防災関係機関や民間企業・団体、災害ボランティアなど、被災者支援に携わる組織や個人が被災者と適時・適切なコミュニケーションをとりながら、被災者や避難所運営への支援を行っていくことが大切です。

北海道・島牧村の避難所においても、こうしたスフィアの理念を考慮しながら地域・地区の実情に応じて避難所の設備を整え、災害時の避難所運営を行うことが必要です。

道・村ではスフィア・ハンドブックの内容を踏まえた上で、避難所マニュアルを作成しています。

 スフィア・ハンドブックについて、詳細はこちらを参照してください。
https://jqan.info/sphere_handbook_2018/

2 寒さ対策

北海道における災害時の避難生活は、最も寒さの厳しい時期（厳冬季）を考慮することが必要です。

道は、令和元年度（2019 年度）以降、厳冬季の避難所開設訓練を積み重ねてきており、こうした訓練によって有効性が確認された事項（ポイント）が以下のとおり紹介されています。

(1) 厳冬季の避難所運営のポイントについて・・・・・・・・・・

□ 受付

厳冬季においては、感染症対策は最低限として、低体温症の防止など、避難者の命を守ることを優先とした対応が必要です。

暴風雪・雨や気温が氷点下での避難などは、「屋外に避難者を長時間待たせることで危険が生じる状況」とし、避難者の安全を最優先として、入口に受付は設置せず、最低限の衛生を保持したうえで屋内に誘導し、屋内で受付や検温等を行います。

また、厳冬季の夜間等は、低体温症のリスクが高く、避難者等がパニックになっていることも考えられます。

その場合は、まず、全員が避難所に入れることを周知・声かけし、入口に殺到することを防ぎます。

⚠ 高齢者や障害者、妊産婦、子ども等の要配慮者は優先して案内します。

⚠ 体調不良の方は、一度、体調不良者の専用室に誘導し、早めにストーブを用意し、こまめに様子を確認して、村災害対策本部に報告します。

⚠ 雪や雨、津波等で衣服が濡れたままの場合は、低体温症のリスクがあるので、可能な限り早く乾いた衣服に着替えることが重要です。

□ 上履きの用意

厳冬季は、特に床の温度が低く、上履きがなければ足裏から体温が奪われます。

感染症対策に加えて防寒対策にも上履きは欠かせません。

また、底の薄いスリッパでは足先が冷えるため、自分専用の上履きを非常持ち出し袋等に準備し、避難所に持参するように、日頃から住民へ周知する必要があります。

⚠ 厳冬季の建物の床の温度は非常に低いですが、衛生面を配慮し、基本的には避難所を土足厳禁にします。

やむを得ず土足で使用情况や、ブルーシートの上を土足として使用した場合等は、速やかに清掃・消毒します。

□ トイレ

・室内の既存のトイレを活用し、携帯トイレをかぶせて使用することで室温を保つことができます。

・仮設トイレが外にある場合は、雪でドアが埋まらないように除雪が必要

です。 また、床に雪が入り込み凍結することがあるため、転倒事故を起こさないよう配慮が必要です。 加えて、室内外の温度差によるヒートショックに留意する必要があります。

・真冬の場合、氷点下とドアノブや取っ手、水道管、床が凍り、使用が困難となります。

□ 水道管の凍結防止

・電気パネルヒーターやテープヒーターなどで水回りの凍結を防止している施設では、停電に伴って水道管が凍結する恐れがあります。

・照明やストーブなど環境が整った時点で、改めて施設管理者に施設のライフライン点検を依頼し、水回りの凍結の恐れがある場所にストーブを設置したり、蛇口を緩めて水を少しずつ流し続けるなど、できる範囲での凍結防止と避難所としての機能維持を図ります。

□ 一酸化炭素中毒の防止

・ポータブルストーブや開放型（煙突がなく、燃焼したガスがそのまま屋内に滞留するタイプ）等のストーブを使用する場合は、大量の二酸化炭素が室内に滞留します。 それに伴い不完全燃焼による一酸化炭素中毒も考えられますので換気が必要です。

□ 火災予防

・停電の場合は、火災報知器や消火設備が正常に作動するか分からないことに留意し、ストーブや発電機の準備にあたっては、火災防止を徹底するとともに、一定間隔で消火器等の消火設備を配置できるか確認します。

・ストーブには、火災予防のための離隔距離が決められており、本体シールや取扱説明書に示されているので確認します。

・ストーブへの給油は、灯油の確認や消火してから給油、油漏れに注意します。

⚠ 厳冬期は、避難所の寒さ対策を十分に講じる必要があり、施設の暖房設備が稼働しない場合は、ポータブルストーブ等を使用します。

この場合、定期的な換気が必要なことに留意します。

また乾燥する場合は、加湿器の設置や濡らしたバスタオルを室内に干して乾燥を防ぎます。

□ ブルーシートによる衛生環境の悪化

・ブルーシートには保温性やクッション性はなく、ブルーシートを敷いた場合、泥や雪などで床が濡れても清掃ができず、衛生環境が悪化するほかガサガサと歩行音が大きくなることから、居住スペースへの設置は推奨しません。

・過去の災害では、体育館にブルーシートを敷き詰めて土足で使用したため、段ボールベッドが手配できてもすぐに設置できず、ブルーシートを全て外して床の泥汚れをすべて水拭き・消毒してから段ボールベッドを設置したため、長時間を要することになりました。

☐ 就寝

- ・床からの底冷えやほこりの吸引を防ぐため、段ボールベッド等の簡易ベッドやマットを使い、床から寝る場所を離します。
- ・資機材を組み合わせ、15℃以上を保ちます。
- ・感染症対策をしつつ、パーティション（屋内テント等）を詰めることも考えます。
- ・段ボールベッドに毛布を敷いただけでは、ベッドが硬いため、エアマット等を使用すると良いです。

【就寝時の資機材の例】

☐ パーティション（屋内テント等）	☐ 段ボールベッド
☐ 毛布	☐ エアマット
☐ 湯たんぽ（ペットボトル、発熱剤入り等）	☐ 使い捨てカイロ

☐ 適度な運動

- ・身体を動かす（汗は身体を冷やすので気をつけること）

【必要な設備・物資等】

☐ ストーブ	☐ 温かい食事	☐ 発熱剤
☐ お湯の確保	☐ 乾いた下着	☐ 防寒着

(2) 電源の確保・・・・・・・・・・・・・・・・

☐ 発電機

- ・冬は、厚手の手袋を着用しており、手袋を外した場合は凍える手でエンジンオイルやガソリンを入れなくてはなりません。

・燃料がガソリンの場合

ガソリンはマイナス 40℃でも気化し、爆発的に燃焼する危険物であることから、長期の備蓄には向いていません。

停電対応のガソリンスタンドで携行缶にガソリンを給油し、避難所に搬送する必要があります。

- ・燃料タンクの大きさによっては、夜間に給油を必要とする場合もあることから、適宜、燃料の残りを確認する必要があります。

突然、発電機が止まった場合は、電化製品に不具合が生じる恐れがあることから、給油する際は、あらかじめ避難所内の照明・暖房などの接続機器を一旦停止してから、発電機を停止して給油します。

- ・発電機への給油作業中に引火して火災が発生した事例もあることから、必ずエンジンを停止して、取扱説明書の手順に従って給油します。

・発電機の排気ガスには、有毒な一酸化炭素が含まれており、命に関わる事故につながります。そのため、排気ガスがこもる場所（風除室、車庫、車両内など）での使用は絶対に禁止し、出入口や窓から排気ガスが流入しない場所に設置します。

- ・発電機は防水ではないため、落雪や風雨にさらされる場所にも設置が難しいことに気をつけます。

発電機から電気を室内へ引き込むための電源ドラムの設置方法にも留意します。事前に設置場所を検討しておくが良いです。

□ ハイブリッド車(PHEV)

- ・ガソリン（ディーゼル）自動車のシガーソケットを家庭用電源に変換する製品もありますが、エンジンの発電量よりも使用量が多いと、エンジンが付いていてもバッテリーが上がってしまうことがあります。

- ・発電機のような始動の作業は必要なく、避難所に到着したらすぐに電源を確保でき、発電機よりも燃料タンクが大きいので、満タンであれば夜間も停止することなく給電できます。

ただし、排気ガスが出るため、車庫での使用はできず、換気用の窓の位置も確認して駐車場所を決める必要があります。

□ 燃料電池車(FCV)

- ・燃料電池車の排気ガスは、水蒸気のみで、一酸化炭素中毒のリスクはありません。

- ・燃料となる水素の供給スタンドが少ないため、供給スタンドまでの走行距離を確認しておく必要があります。水素燃料が切れてしまった場合は、キャリアカーで搬送することになります。

(3) 暖房の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

室温1.5℃以上の確保で安心して眠ることができます。

一桁になると寒くて寝ることが難しいです。

以下は、暖房確保の一例です。

避難所の環境（体育館等の広い居室・教室等の狭い居室）や暖房の種類により、換気の方法を検討します。

□ ポータブルストーブ

- ・ポータブルストーブで暖を取るには密集せざるを得なく、CO₂濃度が高まるため、1時間に1回は換気が必要です。

外気温が氷点下では室温を確保することは困難です。

- ・避難所の室温、湿度、二酸化炭素濃度のモニタリングを推奨します。

- ・ポータブルストーブのみで避難スペース全体を暖めることは限界がある恐れがあり、他の防寒対策を取る必要があります。

□ ジェットヒーター（排気煙筒のない開放型）

- ・ジェットヒーターの周囲、特に正面や上部には段ボールベッドやタオルなど、燃えやすい物を置かないことに留意して設置します。

- ・ジェットヒーター稼働時に大きな音の発生や局所的に高温となるため、ヒーターに近い避難者から苦情が出る恐れがあります。

- ・室温上昇の効果はありますが、CO₂濃度が大きく上昇し、燃焼時の臭いが気になる恐れもあります。室温、湿度、CO₂濃度のモニタリングによる環境管理をしながら常時換気の方法を検討します。

- ・給油時には消火しなければならないことや夜間の薄暗い中での給油作業等、火災予防を徹底する必要があります。

□ ダクトヒーター（熱交換型温風機）

- ・ダクトヒーターは、室温の確保と換気に高い効果があります。

- ・湿度が下がりやすく、乾燥に注意が必要です。湿度が低いと感染症等の

感染リスクも高まることから湿度を確保する必要があります。

□ 施設の暖房機器の運用

- ・施設屋外に整備した外部受電盤に発電機や PHEV を接続することで、施設の普段の暖房機器を運用することができます。室内空間の空気を汚さず暖房を安全に維持することができます。

(4) 低体温症の予防・・・・・・・・・・・・・・・・

低体温症とは、深部体温（身体の内部（内臓や脳）の体温のこと）が 35°C 以下に低下した状態をいい、「体温が奪われること」と「体の熱が作れないこと」の条件が揃うことで発症します。

低体温症の対応は、健康な人が暖を取る行動とは異なります。たとえ善意で行った対応でも、助かる人を死に至らしめてしまうことがあります。

□ 低体温症の対処にやってはいけないこと



□ 低体温症の予防と対処にやること。
（体温を下げない！上がる4箇条）

- ① 食べる：炭水化物を摂ると体内の熱生産を助けます。



② 隔離：冷たい風・雨・雪から守りましょう。



③ 保温：それ自体に熱源を持たないもので温めましょう。



④ 加温：熱源を体幹(胸)に当てましょう。



出典：令和3年度北海道防災総合訓練(厳冬期)「避難所における低体温症」講演資料

3 災害関連死の予防

災害時において、避難生活等が原因で亡くなる、いわゆる「災害関連死」を防ぐためには、避難所の生活環境の改善が欠かせません。

冬の厳しい寒さへの対策はもちろん、高温や多湿等が予想される時には、熱中症対策に留意が必要です。

過去の大規模災害における災害関連死の研究結果では、次のことが指摘されています。

- 避難所で水が不足していると口腔ケアが不足することで誤嚥性肺炎に至る恐れがあります。
- 劣悪なトイレ環境が水分摂取を控えることにつながり、エコノミークラス症候群や循環器疾患の原因となる恐れがあります。
- 避難所での雑魚寝や長時間同じ体勢をとることにより、身体力の低下や意欲の低下を招き、生活不活発病、感染症をはじめとした疾患やうつなどの精神疾患につながる恐れがあります。

避難所生活が原因となる災害関連死を防ぐために、避難所・避難生活学会では、避難生活に欠かせない物資であるトイレ（T）とキッチン（K、食事）、ベッド（B、睡眠）を、発災後48時間以内に避難所へ整えることを目指す「TKB48」という考え方を提唱しています。

このうち「トイレ」については、避難者全員が安全に安心して使えるトイレを、可能な限り屋内に設置できるようにします。

「キッチン」は、食事のことであり、可能な限り早期に、温かく、食物繊維が豊富で、たんぱく質が摂取できる食事を避難所で供与できるようにします。

冬季は、低体温症対策として、甘い物など高カロリーの食べ物を用意することも必要です。

「ベッド」は段ボールベッド等の簡易ベッドを利用して、床から高い場所ではこりを吸い込みにくく、冷気の影響を受けにくくするなどして、睡眠の質を高めるようにします。

また、冬の寒さが厳しい北海道では、TKBに、暖房（Warm）の確保も加えて「TKB+W」を整えることも重要です。

こうした、災害関連死を防ぐための対策は、避難所の設置からできるだけ早い時期に実施する必要があります。このため、「TKB+W」に関わる物資は避難所の他、地区の防災倉庫等で備蓄するなど、予め用意しておきます。

そして、防災教室や避難訓練などの機会を通じて、避難所内での設置位置や使用方法などを確認しておきます。

⚠ Bは「ベッド」に加え「バス（入浴）」も大切です。入浴は体を清潔にし、ストレス解消に効果があります。可能であれば、既存の入浴施設の活用や簡易シャワーの配置等を検討します。

4 トイレ

「避難所生活はトイレにはじまり、トイレに終わる。」（日本赤十字北海道看護大・根本教授）と指摘されるように、避難所にいるすべての方々が衛生的かつ安全・安心に使用できる十分な数のトイレを設置することは、極めて重要です。

災害の影響を受けると、不適切な衛生設備と給水、衛生環境により、被災者が下痢や感染症といった病気にかかりやすくなりますが、特に、避難所における無秩序な排泄は大きな健康リスクをもたらします。

スフィア・ハンドブックでは、トイレに関わる最低基準として、「すべての排泄物が敷地内で安全に格納されている」、「人々は十分な数の、適切かつ受け入れられるトイレを安全で安心にいつでもすぐに使用することができる」ことを挙げています。

避難所での生活の場所に排泄物が存在しないよう、避難所となる施設のトイレの使用有無はすぐに確認し、断水や浄化槽の破損等により使用できない場合には施錠するなどして封鎖します。

災害用トイレ（自動ラップ式トイレ）や簡易トイレ（携帯トイレ）等をできるだけ早く、遅くとも発災後48時間以内に設置することを目指します。

避難所のトイレは、すべての避難者が、昼夜を問わず、いつでも安心して使うことができるよう運営するとともに、国土交通省が標準仕様を定める「快適トイレ」の仕様である等、トイレの衛生管理が重要なポイントになります。

女性や子ども、高齢者がトイレを安全に使用できる環境を整えることや、失禁症状のある方、障害者や性的マイノリティの方々がトイレを不自由なく使用できるように、建物内のトイレを優先して障害者、高齢者、女性や子供に使用させる等の工夫に努める運営をすること、また、トイレの平均的な使用回数は、1日5回として、備蓄や災害時用トイレの確保を図ります。

⚠ 快適トイレとは、

- ・男女ともに工事現場等（※災害時には被災地で使用）で快適に使用できる仮設トイレとして、国土交通省が標準仕様を定めているものです。

- ・標準仕様として、洋式（洋風）便器、水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）、臭い逆流防止機能、容易に開かない施錠機能、照明設備、衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚（耐荷重 5kg 以上）を備えているものです。

- ・付属品として、男女別の明確な表示をするもの、周囲からトイレの入り口が直接見えない工夫のもの、サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）、鏡と手洗器、便座除菌クリーナー等の衛生用品を備えているものです。

- ・仕様や付属品として、便房内寸法 900×900mm 以上、擬音装置、着替え台、臭気対策機能の多重化、室内温度の調整が可能な設備、小物置き場が推奨されています。

- ・北海道の場合は冬季の災害を想定し、暖房設備や暖房便座の機能が必要になります。

□ トイレの設置

避難所開設時に施設のトイレの使用可否を確認し、断水等によりトイレが使用できない場合は、できるだけ早く、災害用トイレ、簡易トイレ等を配備しましょう。民間企業等の支援等が得られれば、トイレトレーラーやトイレカーの早期の配備・活用も有効です。

また、避難所のトイレは大勢の人が使用するため、普段以上に衛生面や使い勝手、防犯対策に配慮が必要です。衛生的で快適なトイレ環境を維持することで、感染症を含む健康被害を防ぐことにつながるため、清掃体制の取り組みを実施します。

手洗い水の確保や手洗い方法の周知、トイレ用の履物を別途用意することも重要です。

なお、使用時間の違いなどを考慮して、女性用トイレと男性用トイレは3：1の割合が推奨されています。また、その数も50人あたり1基の割合、一定期間経過後は20人に1基の割合、多目的トイレは250人に1基の割合で確保するよう努めます。

⚠ トイレの数が不十分な場合、排泄を我慢する避難者が生じるため、避難者の受付・誘導を開始した時点で、トイレの場所や使用方法等について周知が必要です。

⚠ 国際的基準では、被災状況下でのトイレ個数の目安を次のとおりとしています。

□ 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が示す緊急事態における数量の目安

第1案：1世帯1基

第2案：20人当たり1基

第3案：100人当たり1個室、又は1排泄区域

□ スフィアプロジェクトによる目安

	トイレの個数（短期）	トイレの個数（長期）
市場	露店50につき1基	露店20につき1基
病院・医療センター	ベッド数20床又は外来患者50人につき1基	ベッド数10床又は外来患者20人につき1基
給食センター	大人50人につき1基 子ども2人につき1基	大人20人につき1基 子ども10人につき1基
受入・一時滞在施設	50人につき1基 女性：男性の割合は、3：1	
学校	女性30人につき1基 男性60人につき1基	
事務所	スタッフ20人につき1基	

出典：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(平成28年4月・令和6年12月改定)内閣府(防災担当)

⚠ 災害時の避難所のトイレは、ライフラインの状況、設置場所に加えて、災害発生からの時間の経過、使用者の事情、避難所の設備等の条件により、下表を参考に適したものを選びます。

	発災～3日間	～2週間	～1 カ月	～3カ月以上
災害用トイレ	★	○	○	
簡易トイレ	★	○	○	
仮設トイレ		★	★	★
トイレカー	○	○	○	○
自己処理型		○	○	○

★：主に使用 ○：補助的に使用

出典：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(平成 28 年 4 月・令和 6 年 12 月改定)内閣府(防災担当)

⚠ 配慮すべき事項とその対応は、次のとおりです。

配慮すべき事項	対応
安全性	・暗がりにならない場所に設置する。 ・夜間照明を個室・トイレまでの経路に設置する。 ・屋外トイレの上屋は、堅牢なものとする。 ・トイレの固定、転倒防止を徹底する。 ・個室は施錠可能なものとする。 ・<u>防犯ブザー</u>等を設置する。 ・手すりを設置する。 ・段差、ステップを解消し、車イス利用者の方も使用できるトイレを設置する。
衛生・快適性	・屋内では、<u>トイレ専用履物（スリッパ）</u>を用意する。 ・手洗い用の水を確保する。 ・手洗い用のウェットティッシュを用意する。 ・消毒液を用意する。 ・消臭剤や防虫剤を用意する。 ・暑さ、寒さ、雨・風・雪対策を実施する。 ・トイレの掃除用具を用意する。
男性・女性・子どもへの配慮	・トイレは男性用・女性用に分ける。 (離れた場所に設置することが望ましい。) ・生理用品の処分用のゴミ箱を全てのトイレへ設置できるよう用意する。 ・鏡や荷物を置くための棚やフックを用意する。 ・子どもと一緒に入れるトイレを設置する。 ・オムツ替えスペースを設ける。 ・トイレの使用待ちの行列のための目隠しを設置する。 ・女性ならではの悩みや DV 等の相談窓口の案内チラシポスターなどを貼る、置くなどする。
高齢者・障害者への配慮	・洋式便器を確保する。 ・使い勝手の良い場所に設置する。 ・トイレまでの動線を短くし安全性を確保する。 ・トイレの段差を解消する。 ・福祉避難スペース等にトイレを設置する。

	・介助者も入れるトイレを確保する。
外国人への配慮	・外国語の掲示物を用意する (トイレの使い方、手洗い方法、消毒の方法等)
その他 (要配慮者、性的マイ ノリティ他への配慮)	・<u>多目的トイレ(男女共用トイレ)</u>を設置する。 ・男性用トイレに十分な数の個室トイレを設置し、尿取りパット等を配置する。 ・人工肛門、人工膀胱保有者のための装具交換スペースを確保する。 (ニオイ対策のアイテムを用意するとより良い。また、水を使える環境が望ましい。) ・幼児用の補助便座を用意する。

出典：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(平成 28 年 4 月・令和 6 年 12 月改定)内閣府(防災担当)参考

5 感染症対策

避難所では、衛生状態の悪化や長期化する避難生活でのストレスなどによる避難者の体力・抵抗力の低下が懸念されます。

避難所は、感染症が発生しやすい状況にあり、集団で生活をしていることから発生した感染症が拡がりやすい環境となりやすいことを認識し、感染拡大防止に万全を期することが重要です。

このため、次の点に留意して避難所を運営する必要があります。

□ 可能な限り多くの避難所の開設

避難所の収容人数を考慮し、指定避難所以外の避難所の開設など、通常の災害時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、旅館の活用等も検討します。

□ 親戚や友人の家等への避難の検討

緊急避難の後、避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、必要に応じ、可能な場合は避難者に対し、親戚や知人・友人宅等へ避難してもらいます。

また、道・村の判断により、被災地域外の市町村へ、広域避難（2次避難）を実施することがあります。

（第5章「広域避難（2次避難）の手順や留意点」を参照）

(1) 避難者等の健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・

□ 避難者及び運営スタッフの健康状態の確認

・避難者の健康状態（発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など）を避難所到着時に確認するとともに、避難生活開始後も、定期的に確認する必要があります。

【様式15 健康管理シート】

・保健師や災害医療従事者による巡回のほか、避難者一人ひとりによる健康チェックが重要です。

・運営スタッフは、事前に各自の健康状態（発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など）を確認し、症状がある場合は避難所運営組織に速やかに報告するとともに、症状が改善するまで健康状態に問題のないスタッフと交代するなどの対応が必要です。

(2) 避難所の衛生管理・・・・・・・・・・・・・・・・

□ 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者や運営スタッフは、頻繁に手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底します。

□ 避難所の衛生環境の確保

・避難所は土足厳禁にします。

・紙オムツ等の廃棄のため、蓋付きの専用ゴミ箱を設置します。

・物品等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときは、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、衛生環境を保ちます。

・トイレは定期的に清掃と消毒を行います。清掃する際は、マスクと使い捨て

て手袋、エプロンを用意し、次亜塩素酸ナトリウム（家庭用塩素系漂白剤など）、亜塩素酸水、次亜塩素酸水を用いて、便器周りを中心に清掃します。

・消毒薬は、感染源に対し、効果が裏付けされているものを使用することが重要です。

なお、アルコールはインフルエンザやコロナウイルスに有効ですが、ノロウイルスには効果がありません。

□ 十分な換気の実施、スペースの確保等

- ・避難所内は、定期的に十分な換気を行います。
- ・避難者が十分なスペースを確保できるよう留意し、人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることが望ましく、テントやカーテン、段ボール等によるパーティションも有効です。

(3) 発症時等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・

□ 避難者が感染症を発症又はその疑いがある場合

感染症を発症した場合等の対応については、患者の隔離や病院への搬送など村対策本部と十分に連携の上で、適切な対応を随時検討する必要があります。

 感染症の例：ノロウイルス、インフルエンザ、新型コロナウイルス

□ 発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保

- ・発熱、咳等の症状が出た者が発生した場合は、専用のスペースを確保することが必要です。

その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレと手洗い場を確保します。

- ・発熱や咳等のある人々を同室にすることは、望ましくありません。

やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが必要です。

- ・症状が出た者の専用のスペース、トイレや手洗い場は、一般の避難者とはゾーン動線を分けます。

なお、すぐに対応ができない場合は、取っ手やノブなどの共用部分の消毒を徹底する必要があります。

6 女性をはじめとした多様な視点

災害時に直面する困難は、男女によって異なります。見落としがちなニーズに気づき、避難生活における困難をできるだけ小さくするためには、避難所運営を男女両方が協力して利用者が全員参加する形で行うことが必要です。

また、避難所で避難生活を送る方々の中には、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、外国人など、防災施策において特に配慮を要する方々や、持病のある方、性的マイノリティの方、災害により心や体に傷を負った方など、様々な方が存在します。こうした配慮の必要な方々（要配慮者）について、個々のニーズに応じた支援が差別なく受けられるようにすることも必要です。

(1) 女性の視点・・・・・・・・・・・・・・・・

過去の災害では、避難所において、性別の違いによる様々な困難が生じています。

例として、以下のことがありました。

- ・女性に対する暴力や嫌がらせの発生した。
- ・女性用・妊産婦用の衣類や下着、生理用品等が不足した。
- ・女性のみが炊き出しを長時間担当した。
- ・家族の世話の過重労働が女性に集中しがちであった。
- ・女性専用の洗濯物干し場がなく、下着が洗えず、女性特有の炎症等の症状が生じた。
- ・避難所の責任者や物資担当者が男性であることが多く、女性が必要な物資を受け取りにくく、要望も出しづらい状況が生じていた。
- ・女性が物事を決定する会議等の場にいなかったため、女性のニーズが反映されにくいなどの困難が生じていた。

こうした困難を生じにくくするため、避難所運営は男女両方が協力して行い、性別により役割を固定化することなく、男性と女性双方がお互いのニーズをよく理解しながら、配慮の行き届いた生活環境を作っていくことが大切です。

□ 避難所運営責任者に男女両方を配置

- ・女性と男性とでは災害から受ける影響やニーズが異なることに配慮するため、リーダー又は副リーダーに女性の参画を促します。
- ・避難所運営の会議では、トイレの配置や物干し場の配置、必要な掲示など、女性の目線からの意見が反映されるよう、女性の発言を促します。

□ 避難所運営の各班に男女両方を、できれば複数配置

- ・炊き出しや食事の片付け、清掃、玄関の除雪などの活動は、男女両方で行うようにします。

□ 物資担当者には男女両方を配置

- ・支援物資の配布については、女性用品の配布は女性スタッフが行う、配布場所を分けて設けるなどの配慮が必要です。

- 相談窓口の設置、支援機関の情報を掲示
 - ・避難所内にプライバシーの確保できる「相談室」を設け、女性ならではのニーズなど、安心して相談できる環境を作ります。
- 女性専用の洗濯干し場の確保
 - ・女性専用の洗濯干し場を確保します。
 - ・洗濯物が見えないような仕切り等の設置もします。
- 安全・プライバシー確保への配慮
 - ・女性や子ども等のために、可能であれば防犯ブザーを配布、貸出を行い犯罪防止や避難所生活における緊急事態に対する周知のため活用します。
 - ・女性を対象に、トイレ・仮設風呂付近での性犯罪発生防止の工夫を行います。
- ⚠ 一人でトイレに行かないことを基本としつつ、一人でも安全にトイレへ行くことができるよう動線を確保します。
- ⚠ 可能な限り夜間も照明をつけます。
- ⚠ 啓発ポスターを貼ります。

(2) 性的マイノリティの視点・・・・・・・・・・・・・・・・

災害時の避難所は、避難した様々な立場の方々が共同生活を送りますが、見た目と書類上の性別が異なっていたり、同性パートナーと暮らしたりする性的マイノリティの方々には、名簿への性別の記載やパートナーとの関係性の説明など、様々な事柄が精神的な負担となり、「避難所に行きたくても行けない」という状況に陥りがちです。

スフィア・ハンドブックにおいても、公平性に則った特別な配慮を要する方として性的マイノリティを挙げ、こうした方が、避難生活を送る上でたびたび差別に見舞われることを指摘しています。

避難所を、誰もが生命の危険がなく安心して快適に過ごすことができる場とするためには、差別や偏見を許さず等しく支援を受けられる環境を整えることが大切です。避難所運営や被災者支援を考えるにあたっては、性的マイノリティの方々が尊厳ある生活を営む権利と支援を受ける権利を有することそして、避難生活を送るうえで特に配慮を要することを理解し、適切な対応に努めましょう。

- 避難所の受付時の配慮
 - 世帯(グループやパートナー等、戸籍や住民票上の世帯ではなく同性パートナーも含む)の代表者に、人数等の事項を避難者台帳に記入してもらうようにしましょう。
- ⚠ 性別の情報が必要な場合は、男女の選択肢のほかに「その他・答えたくない」を設けたり、性別の回答を自由記載にするなど、性的マイノリティの方等にも配慮し、自認している性別に応じて任意に回答できるようにします。また、氏名欄についても戸籍名か通称名か選択して記載できるようにします。

□ 相談所の設置

- ・個人のプライバシーが守られ、避難所内のことなどを運営者に相談する部屋であり、できるだけ早く設置するようにします。

⚠ 誰でも相談しやすいように、相談サービスについて知らせる案内表示に「性的マイノリティ」の相談も歓迎する旨や「秘密厳守」とする旨を書き込みます。相談前に相談受付票を記載する場合は、性別記載は自由記載とし、氏名欄を戸籍名ではなく通称名でも記載できるようにするほか、相談したい項目内容に「性的マイノリティ」を記載すると話しやすくなります。

⚠ 相談所で性的マイノリティからの相談を受ける場合に必須の知識として「アウティングをしないこと」「カミングアウトを強制しないこと」が大切です。

□ トイレなど多目的用を設置する

トイレや入浴施設など、男女とは別に「多目的用」を設置することで、性的マイノリティの方々や、様々な事情を抱えた多様な方々が利用しやすい環境を作ることができます。

⚠ 「多目的用」は性的マイノリティの方など誰でも利用しやすいように「どなたでもお使いください。」を記載する等、案内表示を工夫します。
女性・男性・多目的用に分けて設置することが難しい場合は、ひとりずつ利用できる時間帯を設ける等して対応します。身体障害者の介助を行うなど2人で利用することを想定し、多目的更衣室は広めに取ります。

⚠ トイレについて、男性用の個室トイレにも生理用品等の処分用のゴミ箱を設置します。

（※ 尿漏れパットや紙パンツを使用する人にとっても有用です）

また、立って排尿することが難しいことが考えられるため、男性用トイレにも、可能であれば、個室トイレ（洋式便器）を設置します。

（※ 怪我をしている人や障害のある人、高齢者にとっても有用です）

⚠ 避難所に仮設入浴が設置される場合、または避難所とは別の入浴施設や温泉を借りる場合、事情がある人のために個別で利用できる時間帯を設定したり、個別利用できるよう入浴施設と調整します。

また、男女で分かれたものだけでなく、可能であれば、誰でも使える多目的シャワーの設置も検討します。多目的シャワーは性的マイノリティの方だけではなく、手術痕やケガ、あざなどの身体的特徴を持つ方などのニーズが考えられます。

なお、性的マイノリティや障害のある方など特別な配慮が必要な避難者から個別の申し出があれば、利用時間外に個別での利用も考慮します。

□ 支援物資の受け渡しに関する配慮

- ・性的マイノリティの方等、周囲に人がいる中で物資を受け取りにくい方に配慮しましょう。

例として、

- ・ボランティアや相談の専門家等を通じて、個別に届けられるような仕組みをつくるなど工夫します。
- ・人目が気にならないような場所等に支援物資の配布場所を設けます。
- ・服などの支援物資については、女性用・男性用で分けるのではなく、S・M・L等のサイズで分けるようにします。

(3) 外国人の視点・・・・・・・・・・・・・・・・

道内には多数の在留外国人がおり、村内で暮らしている方もいます。

また、外国人観光客の方々も、道内各地に滞在しています。胆振東部地震の際は、ホテルをチェックアウトした後に行き場を無くした外国人が、自治体が開設した避難所に滞在する事例がありました。

外国人の方々は、災害の種類や対応策が自国と日本とでは異なることから、災害時の行動などについて、事前知識のない方が多数おり、一口に「避難所」といっても、地域の小中学校などの公的施設が指定されていることを知らない方もいます。使用する言語、文化や宗教、集団生活に不慣れなことなど、日本人とは背景の異なる外国人の方々への理解や配慮も避難所運営について必要です。

□ 避難所であることを外国人の方々に周知

避難所と認識してもらうため、地区に住む外国人の国籍を予め把握し、避難所の入口などを、可能な限り、国籍の人数に応じ多言語で標示します。

□ 外国人避難者の方々とのコミュニケーション

- ・スマホの翻訳アプリなどの使用や他の避難者への呼びかけを行い、外国人避難者とのやり取りを手伝ってくれる人を募ります。
- ・外国人の避難者も理解できるよう、外国語や「やさしい日本語」など、外国人にとってもわかりやすい言葉を使いながら情報提供を行います。
- ・絵や写真の掲示、ピクトグラム、コミュニケーション支援ボードを活用するなど、多様な手段で情報提供を行うよう工夫します。

□ 宗教等の配慮事項などをヒアリング

外国人に対しては、言語だけではなく、食事など宗教上の配慮も必要となります。例えば、宗教上の理由で食べられないものや、アルコールでの手指消毒が行えない事態が生じることも考えられます。

⚠ 宗教上の配慮など、困り事を出来得る限り聞くようにします。

⚠ 北海道外国人相談センター（札幌市）では外国人が母国語で相談することができるよう、必要に応じて活用します。

次ページを参照してください。

ほっ かい どう がい こく じん そう だん
北海道 外国人 相談 センター
HOKKAIDO FOREIGN RESIDENT SUPPORT CENTER
 홋카이도 외국인 상담 센터 北海道外国人咨询/諮詢中心
PUSAT DUKUNGAN PENDUDUK ASING DI HOKKAIDO
TRUNG TÂM HỖ TRỢ NGƯỜI NƯỚC NGOÀI HOKKAIDO

何でも相談できます！

ASK US!

在留資格（ビザ）、労働（労働）、健康保険、年金、税金、運転免許、教育、結婚・離婚など、生活の困りごとについて相談できます。

ASK US ABOUT ANYTHING!

ASK US!

You can consult with us on a variety of daily life issues, such as residence status, work-related issues, health insurance, pension, taxes, driving license, education, marriage, and more.

我们欢迎任何咨询！

ASK US!

在留资格（签证）、劳动（问题）、健康保险、年金、税金、驾照、教育、结婚・离婚等，任何生活上的困难都可咨询。

HÃY HỎI CHÚNG TÔI NHÉ!

ASK US!

Có thể tư vấn về: Tư cách lưu trú (visa), vấn đề lao động, bảo hiểm sức khỏe, lương hưu, thuế, bằng lái xe, giáo dục, kết hôn, ly hôn, những khó khăn gặp phải trong cuộc sống v.v.

MAGTANONG PO SA AMINI!

ASK US!

Maaari kang kumonsulta sa amin ukol sa iba't-ibang problema sa pang-araw-araw na pamumuhay, gaya ng bisa sa pagtrabaho, problema sa trabaho, health insurance, pensyon, buwis, lisensya sa pagmamaneho, pag-aaral, pagpapakasal, atbp.

TANYA KAMI TENTANG APAPUN!

ASK US!

Anda dapat berkonsultasi dengan kami mengenai berbagai masalah kehidupan sehari-hari, seperti status kependudukan, masalah yang berhubungan dengan pekerjaan, asuransi kesehatan, pensiun, pajak, SIM, pendidikan, pernikahan, dan lain-lain.

OPEN HOURS



9:00-12:00, 13:00-17:00



MON 月	TUE 火	WED 水	THU 木	FRI 金	SAT 土	SUN 日
← OPEN →					← CLOSED →	

※ 9:00-12:00, 13:00-17:00 (12月29日～1月3日) は休みです。

※ 月・火・水・木・金に開館できます。ホームページをご覧ください。

CONTACT US!



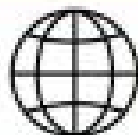
011-200-9595



support@hiecc.or.jp

Facebook 	Instagram 	WhatsApp 	LINE 	Zalo
WeChat 	Viber 	Telegram 	KakaoTalk 	Skype

ほっ かい どう がい こく じん そう だん
北海道 外国人 相談 センター
HOKKAIDO FOREIGN RESIDENT SUPPORT CENTER
 홋카이도 외국인 상담 센터 北海道外国人咨询/諮詢中心
PUSAT DUKUNGAN PENDUDUK ASING DI HOKKAIDO
TRUNG TÂM HỖ TRỢ NGƯỜI NƯỚC NGOÀI HOKKAIDO



www.hiecc.or.jp/soudan/emg



北海道での災害（地震、台風、大雨など）について、多言語で情報を伝えます。
 また、困ったことや分からないことがあれば、相談できます。

Our center provides multilingual information about disasters in Hokkaido (earthquakes, typhoons, heavy rain, etc.). We also provide consultation services for foreign nationals who need help or information.



关于北海道的灾害（地震、台风、大雨等），我们将使用多语言的方式来传达情报。另外，任何您感到困惑的问题都可以进行咨询。

홋카이도에서의 재해(지진, 태풍, 호우 등)에 대해 다국어로 정보를 전달합니다.
 또한, 곤란한 상황에 있거나 모르는 것이 있을 경우, 상담을 할 수 있습니다.

Ang aming center o ay nagkakaloob nang maraming impormasyon sa maraming wika tungkol sa mga kalamidad sa Hokkaido (mga lindol, bagyo, malakas na pag-ulan, atbp.). Kami rin ay nagkakaloob ng mga serbisyo para sa mga dayuhan na nangangailangan ng tulong o impormasyon.

Cung cấp thông tin đa ngôn ngữ về thảm họa tại Hokkaido (như động đất, bão, mưa lớn, v.v.) Hoặc có thể tư vấn khi bạn gặp khó khăn hay có thắc mắc cần giải đáp.



CONTACT US!



SOS



☎ 011-200-9595

✉ support@hiecc.or.jp

LOCATION

〒060-0000 札幌市 中央区
 北3条 西7丁目 道庁別館 12階

Docho Annex Bldg. 12F,
 West 7, North 3, Chuo-ku,
 Sapporo City 060-0003



(4) 高齢者の視点・・・・・・・・・・・・・・・・

村内人口に占める高齢者（※ 65歳以上）の割合は4割を超えています。
このため、多くの避難者が高齢者であることを考慮し、避難所運営を実施していく必要があります。

- 避難所内の「TKB」をできるだけ早期に整える。

災害後の避難生活等による環境の変化で、負傷や疾病が悪化して亡くなる「災害関連死」は、東日本大震災では約87%、熊本地震は約78%が、70歳以上の高齢者でした。このため、避難所では「TKB（トイレ・キッチン・ベッド）」を、高齢の避難者に配慮した形で、できるだけ早期に整えることが大切です。

- ⚠ 「TKB」と災害関連死の防止については、第3章3「災害関連死の防止」に記載していますので、そちらも参照してください。

高齢者を考慮した避難所の「TKB」

「トイレ（T）」

- ・安全・衛生管理を徹底し、清潔で十分な数のトイレをできるだけ早期に確保します。
- ・高齢者がトイレに気兼ねなく行くことができる環境を整えます。
トイレ内部に手すり等を設置し、トイレの前に、腰掛け（いす）等を用意するなど工夫に努めます。

「キッチン（K）」

- ・温かく栄養バランスのよい食事をできるだけ早期に提供できるようにします。

「ベッド（B）」

- ・床に直接寝ることを避け、段ボールベッド等の就寝環境を整えます。
高齢者の中には、床からの寝起きが困難な方がおり、自立活動に支障が生じ、身体機能の低下が進行するおそれがあります

- 避難所内の避難者に、高齢者等への配慮を呼びかける。
避難所での生活ルールを決める際は、高齢者（やその他の要配慮者）に配慮することを呼びかけます。

- ⚠ 介助・見守り・話し相手など、高齢者が孤独に陥らないよう配慮します。

- ⚠ 移動が困難な高齢者に対しては、食事や物資を避難所の運営スタッフが直接配布するようにします。避難所運営を手伝っていただける避難者や災害ボランティアをお願いすることもできます。

- 高齢者に対するこまめな健康状況の確認

高齢者の心身双方の健康状態を日々確認し、個々の状態、ニーズを把握し必要に応じ、村災害対策本部に福祉避難所への移送や福祉施設等への入所、介護職員等の派遣などを依頼します。

また、避難所に来ることが出来ない高齢者、在宅避難を余儀なくされている高齢者の情報を把握し介護職員等の派遣を依頼します。

(5) 障害者の視点・・・・・・・・・・・・・・・・

障害者基本法では、障害者を、身体障害、知的障害又は精神障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者と定義しています。

村内にも障害者が居住しており、こうした方も災害時には避難所に滞在することが想定されます。

災害時に避難所等で生活する障害者とそのご家族への支援は、障害の特性により、特段の配慮が必要となります。

障害（特に知的・発達障害）を抱える方等を避難所に受け入れる場合、本人の情報とその介護者・支援者の情報を紐づけ、介護者・支援者を通じて本人とコミュニケーションを取れる体制を構築します。

□ 常時介護や見守りが必要な重度障害者（障害児）のご家族への配慮

・ 救援物資の支給

障害者本人の見守りが必要なため、家族が近くを離れられず、救援物資を受け取れない等の事態が予想されるため、避難所のスタッフ（又は災害ボランティアなどの支援者）が個別に救援物資を届けるなどの配慮をします。

・ 家族を支える体制

障害者本人の見守りが必要なため、家族が近くを離れられず、介助者自身の生活行為ができなかったり、親族の捜索に行けない事態が起こり得ますので、一時的に介助を交代できる支援体制を構築します。

□ 避難所等で生活する障害者とその家族への支援

・ 車椅子を利用する人

長時間、同じ姿勢でいると体に負担がかかるため、車いすを降りてリラックスできるスペースの確保に配慮します。

着替えやトイレのための移動が難しいため、移動せずに着替えやトイレができるように、間仕切りなどを活用したプライバシー空間の確保に配慮します。

・ 聴覚障害者（耳の聞こえにくい方への支援）

支援のためのニーズを把握します。例えば、障害の程度（聞こえの状態など）や情報の取得方法（手話、文字、補聴器など）を知るようにします。

文字等で必要な情報を伝達します。プラカードやホワイトボード等を使用するなど、視覚的情報だけで分かるような表示方法に配慮します。

・ 視覚障害者（目の見えにくい方への支援）

支援のためのニーズを把握します。例えば、障害の程度（全盲、弱視など）や情報の取得方法（点字、音声、拡大文字など）を知るようにします。

音声で必要な情報をしっかり伝達するよう配慮します。放送やハンドマイク等を使用して、音声情報だけで分かるような説明に配慮します。

・ 知的障害者

読み書きや計算に困難があり、言葉をうまく使うことができなかったり、理解がゆっくりだったり、複雑な会話や抽象的なことを理解することが苦手なため、絵や記号、簡単な図を使ったり、たくさんの言葉を使わずにゆっくりと簡単な言葉で話したり、文字にはルビを振るなどの配慮をします。

・ 精神障害者

環境変化のストレスや服薬中断により病状悪化のリスクがあります。

丁寧に病状や服薬情報を聞き取り、医療機関・保健所等につなげるなどの

必要な支援に配慮します。

- ・発達障害者

コミュニケーションが不得意な人が多く、初めて体験することへの戸惑い
が大きい特徴があります。簡潔な言葉を使い、指示はわかりやすく紙に書
くなどの配慮をします。

不安が強くなるとパニック状態になることもあります。本人をよく知る
人を見つけて配慮方法の確認します。音や光、においなどに敏感で刺激に
耐えられないことがあります。音や光、においを遮断するヘッドフォンや
サングラス、マスクを使用できるよう配慮します。

- ・高次脳機能障害者（事故などにより脳の機能に障害がある状態）

記憶障害や注意障害など、外見から判別しにくい症状があり、常に見守り
が必要なケースもあることから、声かけや聞き取りなどに配慮します。

□ 医療的ケアを必要とする人

- ・環境変化による発熱、呼吸状態の悪化等、体調変化を起こしやすい特徴が
あります。医療機器（人工呼吸器・吸引器等）への電源の確保について配
慮します。

⚠ 経鼻経管栄養の場合、液体状の経管栄養剤の確保が必要となりますので、
配慮します。

⚠ 必要に応じて、村災害対策本部に医療機関への入院や施設等への短期入所
などを依頼します。

□ 人工肛門・人工膀胱の保有者

- ・プライバシーに十分配慮します。人工肛門・人工膀胱保有者であること
を周りに伝えていない方もいます。同性の担当者が聞き取りに当たるなど
プライバシーに十分配慮しながら、ニーズを把握します。
- ・トイレにパウチを洗浄する設備がない場合には代替できる設備がないか確
認します。

□ エコノミークラス症候群の予防

狭い場所で、長時間同じ姿勢をとっているとエコノミークラス症候群を起
こす可能性が高まるため、避難所内で体操を行う場合がありますが、知的障害
精神障害、発達障害の方の中には集団での活動を苦手とする人がいますので
小集団での体操等の実施にも配慮します。

□ 避難所以外で避難生活している障害者への配慮

被災地区の自宅や自家用車の中で生活を送っている障害者やそのご家族に
は、食料、生活用品の配給やその他の必要な支援の情報が届いていない可能
性があります。このため、避難所以外で生活している障害者等の把握に努
め、必要な支援や情報伝達を行えるようにします。

第4章 福祉避難所運営の手順と留意点

1 福祉避難所開設の検討

災害が発生し又はおそれがある場合（災害時）で、高齢者等避難又は避難指示の発令により、避難対象となった方、既に避難所に避難している方のうち、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が存在し、福祉避難所での対応が必要と判断された場合には、村は福祉避難所を開設します。

村は、社会福祉法人 徳美会との協定に基づき、島牧柏光園（字富浦）及び島牧慈光園（字泊）を福祉避難所として確保しており、必要な場合には、当該施設管理者にその開設を要請します。

2 安全性と受入規模の確認

- (1) 村は、福祉避難所の状況を確認し、受入可能な施設を特定するとともに、受入可能な人数を把握します。
- (2) 島牧柏光園（字富浦）及び島牧慈光園（字泊）に受入を要請する場合は、協定に基づき、福祉施設や医療機関に入所・入院に至らない在宅の要支援者が対象者になります。
- (3) 福祉避難所が不足する場合は、村は道と調整して、個室や食事の提供設備等一定の生活環境を整えた宿泊施設、旅館等の借り上げ等により、福祉避難所の機能を確保します。

3 生活相談員の確保・配置

(1) 確保

要配慮者に対して、生活支援や心のケア、相談等を行う専門知識を持つ生活相談員を確保し、福祉避難所等に配置します。

生活相談員は、災害救助法が適用された場合には、国の基準により、概ね10人の要配慮者に対し1人を配置するよう努めます。

なお、島牧柏光園（字富浦）及び島牧慈光園（字泊）に福祉避難所を開設した場合は、当該施設の職員がその役割を担います。同施設職員による人員配置が難しい場合には、村災害対策本部へ支援を要請するほか、他地域から生活相談員等を派遣する制度（北海道災害派遣ケアチーム）を活用して、道の窓口に必要な支援を要請します。

〔窓口〕北海道保健福祉部総務課危機管理係
電話：011-204-5242（直通）

(2) 配置

要配慮者の状態に応じて、交代制で支援を継続する必要があるため、ローテーションを行いながら必要な人員を配置します。

4 設備・備蓄品の確認

避難所運営に必要な設備及び物資を確認します。

（第6章4「避難所に必要となる設備・物資の例」参照）

備蓄品の配付に備え避難者台帳から必要な数を把握します。

設備の機能不備や備蓄品の不足等を把握し、村災害対策本部に要請を行う準備をします。

5 開設の周知

福祉避難所を開設したときは、要配慮者や支援関係者等に対し、その開設情報を迅速かつ正確に伝達します。

具体的には、要配慮者本人はもとより、地区会・自主防災組織、地区の住民支援団体、医療・保健・福祉サービス提供機関等へこれらを広く周知する方法の他、要配慮者本人や支援関係者等に限って個別に周知する方法があります。

福祉避難所の開設情報を広く周知する場合には、福祉避難所の対象者や位置付けについても、併せて周知します。

6 避難者の受入れ

(1) 対象者等

ア 福祉避難所の避難対象者は、高齢者、障害者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とし、その家族まで含めて差し支えありませんが、施設の状況等に応じて調整します。

(※ 島牧柏光園（字富浦）及び島牧慈光園（字泊）の場合は、協定に基づき、福祉施設や医療機関に入所・入院に至らない在宅の要支援者が対象者になります。)

イ 他の避難所から移動する場合は、要配慮者の状態に応じ、福祉車両、救急車両、一般車両などを手配し移送します。

受け入れた際には、避難者台帳（名簿）を作成し、福祉サービスの利用意向・利用動向などについて把握しておきます。

【様式7 避難者台帳】

(2) 避難者台帳

避難所に一旦、避難し、その後、福祉避難所に移動した要配慮者は、避難者台帳の情報を活用します。

なお、福祉避難所に直接、避難した要配慮者は、新たに避難者台帳を作成し、要配慮者の状況や福祉サービスの利用意向等を把握するため、適宜、更新します。

 避難した要配慮者の名簿を「安否情報システム（消防庁）」に登録することにより、住民からの照会に対応します。

7 担当職員の運営体制の整備

(1) 福祉避難所担当職員の配置

村が福祉避難所を開設したときは、福祉避難所の担当職員を配置します。

当面は24時間対応が必要な場合も考えられることから、交代要員を確保しておきます。

(2) 島牧柏光園（字富浦）及び島牧慈光園（字泊）等開設した場合

福祉避難所の設置及び管理は、施設管理者である徳美会に委託することとなるため、道と連携し、村災害対策本部等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員の配置に加え、専門的人材やボランティアの配置を行います。

(3) 指定避難所の一区画等開設した場合

他の市町村または事業者への職員派遣要請により、有資格者等を確保し、避難所の福祉避難スペース（室）に要配慮者支援班を設置します。

避難所では対応できないニーズ（介護職員・手話通訳者等の応援派遣、マット・畳等の物資・備品の提供依頼）については、村災害対策本部に要請します。

なお、村で対応できない場合には、速やかに道、国等に必要な要請を行います。また、地区会・自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力を得ながら、避難所の要配慮者支援班に従事する者の確保に努めます。

8 支援の提供

(1) 相談窓口

在宅避難の要配慮者も含め、様々な避難者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、福祉避難所に相談窓口を設置します。

(2) 福祉サービス等の提供

福祉サービス事業者、保健師、民生委員等と連携を図り、福祉避難所に避難している要配慮者に対して、必要な福祉サービスを提供します。

(3) 特性に応じた配慮

要配慮者への情報提供に当たっては、それぞれの特性に応じた配慮を検討します。

要配慮者	情報提供方法
・聴覚障害者	掲示板、ファクシミリ、手話通訳や要約筆記、文字放送等
・視覚障害者	点字、拡大文字、音声等
・盲ろう者	指点字、手書き文字等
・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者	分かりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示等

要配慮者の状況に応じて必要な支援を行います。

人材が確保できない場合には、村災害対策本部へ支援を要請するほか、道の窓口に必要な支援を要請します。

〔窓口〕北海道保健福祉部総務課危機管理係

電話：011-204-5242（直通）

9 緊急入所等の実施

在宅や一般の避難所、あるいは、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者は、緊急入所や緊急ショートステイ等により、適切に対応します。

要配慮者の症状の急変等により、医療処置や治療が必要になった場合には、医療機関に移送します。

人工透析患者・難病患者など定期的・継続的に治療が必要な方については、医療に係る情報収集を行い、必要な医療を提供します。

10 福祉避難所の閉鎖

福祉避難所の閉鎖が決定した場合には、避難者に説明を行います。

その際、受入時の身体や疾病状態等が変容している可能性もあるため、生活相談員・村福祉課の職員・本人・家族などを交え、在宅での生活に必要なサービスや支援について話し合いを行った上で、在宅生活等へ移行します。

11 その他

(1) 村は、協定により確保している福祉避難所のうち指定福祉避難所の基準に適合するものについては、指定福祉避難所として指定及び公示することを検討します。また、指定に向けた施設管理者等との協議等に際しては、受入対象者の特定に関する制度を説明する等して、指定福祉避難所の一層の指定推進を図ります。

(2) 村は、平時から指定福祉避難所の受入対象者を把握し、受け入れ可能な福祉避難所の指定整備を進めます。

受入対象者の特定がなされていない指定福祉避難所については、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、医療的ケアを必要とする者等、受入対象者を特定し公示することを検討します。

(3) 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画や地区の防災計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めます。

(4) 村の区域内だけで要配慮者の避難できる避難所を確保することが困難な場合には、他の市町村と協定を締結するなど連携して、福祉避難所などの広域的な確保を検討します。

また、災害時には、被災地以外の地区にあるものを含め、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めます。

(5) 感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、積雪期を想定した資機材の備蓄に努め、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努めます。

第5章 広域避難（2次避難）の手順と留意点

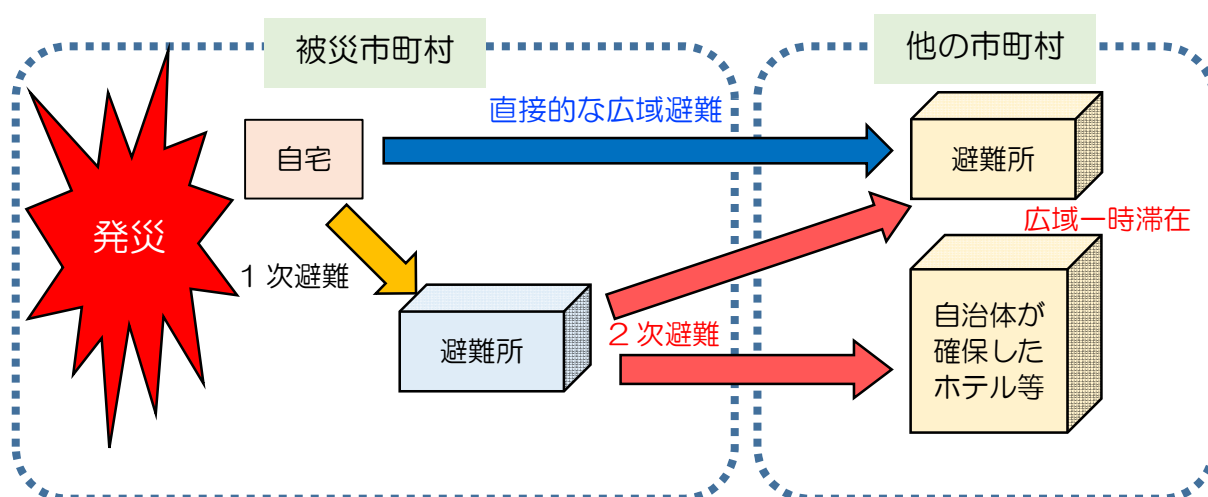
自治体の行政区域を超えて避難を行うことを「広域避難」といい、避難先となる市町村の避難所や宿泊施設等に滞在することを「広域一時滞在」といいます。

広域避難は、自宅などから他の市町村の避難所に直接避難する場合と、被災市町村の避難所に滞在する避難者が、避難所の生活環境の悪化等の理由により被災地外の市町村の避難所等に避難する場合（2次避難）等があります。

令和6年（2024年）元日に発生した能登半島地震では、発生当初、過密な状態で避難所生活を送ることを余儀なくされたことに加え、道路寸断によりインフラやライフラインの復旧に時間を要したため、避難所における断水や停電が続き、厳しい寒さが続く中での過酷な避難生活が長期化しました。

このため、被災地の避難所に避難（1次避難）した方や孤立集落の避難者等の命と健康を守るため、被災地外の環境の整ったホテルや旅館等を活用した広域避難（2次避難）が行われました。

【広域避難のイメージ】



広域避難は原則として、被災市町村が災害の規模や避難者数などから必要性を判断し、被災地外の市町村（受入市町村）と直接協議を行った上で実施します。

ただし、道外への広域避難の実施の場合や被災した市町村が適当な協議の相手方を見つけられないなどの場合は、道が被災地や被災地外の市町村等と協議調整等を行って実施することがあります。

本マニュアルでは、主に“被災した”村が実施する道内における広域避難（広域一時滞在を含む）の基本的な手順と、避難者の送り出しや受け入れにあたり留意する点を説明します。

注：勢力の強い台風の接近等に備え、避難者が自ら他の市町村の宿泊施設を予約して避難したり、他の市町村に居住する家族や親戚、知人等のところへ避難する縁故避難等は、本マニュアルでは、広域避難として扱わないこととします。

1 広域避難の実施手順

広域避難は、実施の判断や避難先の調整、避難者の移動方法など、村や道が中心となって調整し、実施します。

(1) 広域避難の協議・・・・・・・・・・・・・・・・

ア 広域避難は、村が被災または被災の恐れがある場合、
災害の予測規模（大雨や融雪で河川の大規模なはん濫が予想される等）
や避難者数（一部避難所が被災する等、避難所収容人数を避難者数が超える等）などの状況を勘案し、他の市町村へ避難しなければならないと判断した場合、関係自治体と協議を行い、実施します。

イ 広域避難は、①避難者が直接、他の市町村(受入市町村)の指定緊急避難場所や指定避難所へ避難する「直接的な広域避難」、②“被災した”村の避難所に滞在する避難者が、被災地外の市町村（受入市町村）の指定避難所やホテルなどの宿泊施設等に避難する「2次避難」の2通りがありますが、いずれの場合も、村や道が、受け入れ側の市町村等と協議を行い、避難先を調整・確保した上で、広域避難を要請し、実施を決定します。

ウ 協議の手順

① 村が被災し（または被災の恐れがある場合に）広域避難を実施したい場合、避難先として希望する市町村に対し、協議に先立ち、受け入れの意向について打診します。

協議先を見つけれない場合は、道に対し、助言を求めます。

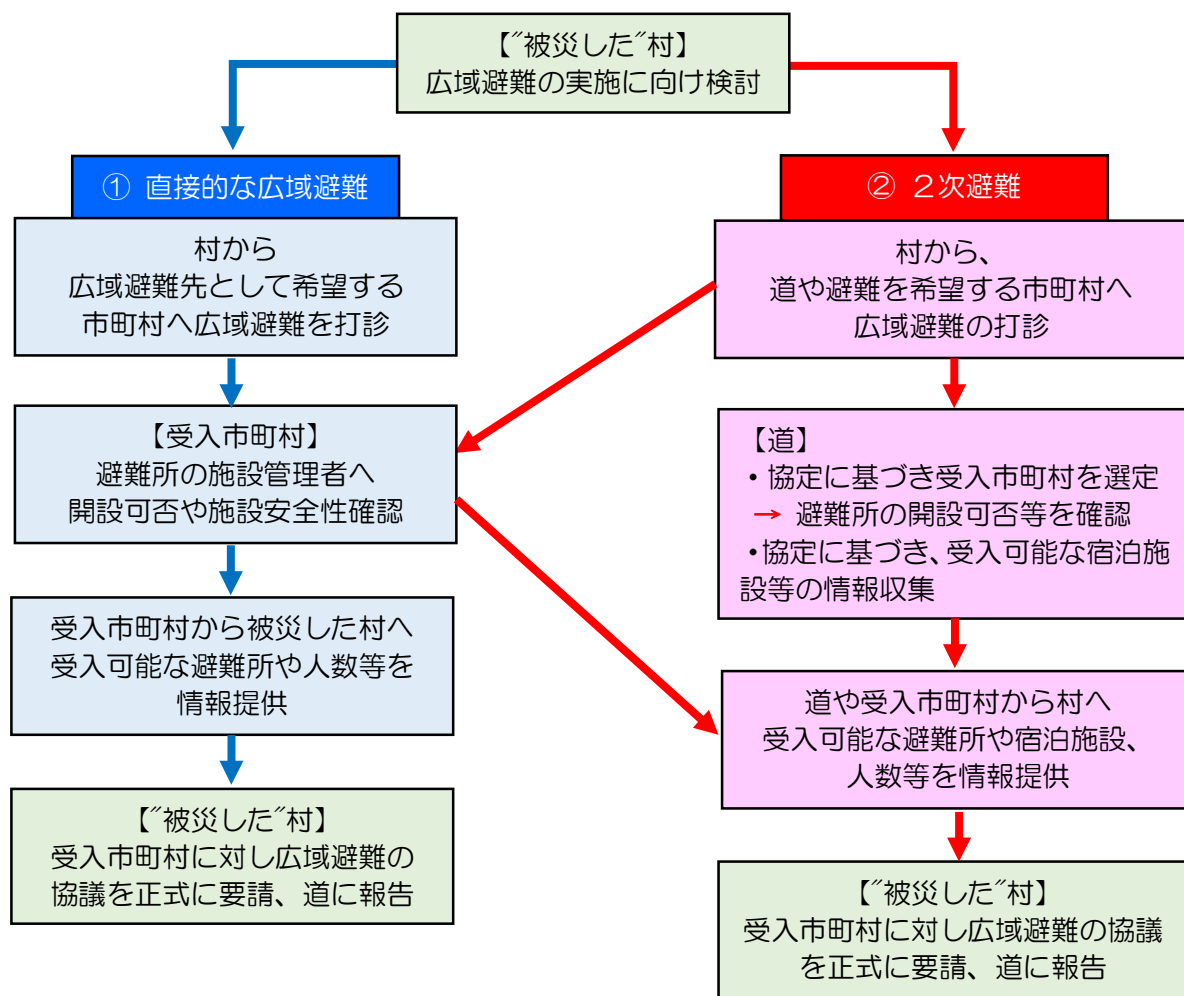
② 打診を受けた市町村（受入市町村）は、避難所等の施設管理者に対し広域避難の受け入れの可否や施設安全性等の確認を行い、その情報を集約した上で、“被災した”村に情報提供します。

助言依頼を受けた道についても、受入候補となる市町村を選定の上、同様に情報を集約し、被災した村に情報提供します。（受入能力の情報提供）

③ “被災した”村（被災市町村）は提供された情報をもとに広域避難の実施を検討し広域避難を実施したい場合は、受入市町村に対し、広域避難による避難者の受け入れについて正式に協議を要請します。

要請は原則として以下の事項を記載した文書で行いますが、被災状況等により困難な場合は口頭により行い、後日受入市町村に文書を提出します。

広域避難の協議手順フロー（例）



〃被災した〃村から受入市町村への協議の要請事項（例）

- 広域避難（及び広域一時滞在）が必要な理由
- 広域避難の予定期間
- 受け入れが必要な広域避難を行う者の人数（概数）
及び広域避難者の数に含まれる要配慮者の人数（概数）
- 広域避難者の移動手段
- 受け入れに際しての要望内容等
- その他必要と認める事項

なお、〃被災した〃村は「広域避難」や「広域一時滞在」の協議を開始した際は、道に報告します。（災対法第61条の4、第86条の8）。

〃被災した〃村から道への報告事項

- 広域避難（及び広域一時滞在）が必要な理由
- 協議先の市町村名（受入市町村名）
- 受け入れが必要な被災住民の人数（広域避難を行う者の人数）
及び被災住民数に含まれる要配慮者の人数
- その他必要と認める事項

協議の要請を受けた受入市町村は、“被災した”村（被災市町村）からの避難者の受け入れの可否を決定します。

受け入れを決定した場合は、直ちにあらかじめ調整した受入可能な避難所の施設管理者や宿泊施設等に、避難所の開設を依頼します。あわせて、速やかに被災市町村に「受入決定」を通知します。

⚠ “被災した”村（被災市町村）は受入決定の通知を受けた場合は、道にその事実を報告し、速やかにその旨を公示します。
（災対法第61条の4、第86条の8）

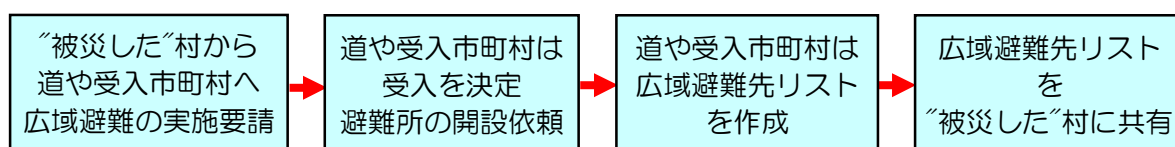
⚠ 受入市町村は正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとなりますが、受け入れの決定にあたり、道に助言を求めることができます。

受け入れが困難な事情（例）

- 自らも被災しているため、広域避難者の受け入れに対する人員等が確保できない。
- 広域避難者の受け入れに必要な施設を確保できない。（受入施設の収容可能人数を上回る避難者数の提示があった場合等）
- 地域の実情により、特段の配慮が必要な方々への支援体制が十分に整備できない。

依頼を受けた避難所となる施設や宿泊施設の管理者は、避難所開設に向けた準備を開始し、道や受入市町村に対し、いつから受入が可能になるか伝達します。

道や受入市町村は、受入可能な避難所や宿泊施設と受入可能となる日時を「広域避難先リスト」としてとりまとめ、被災市町村に共有します。



⚠ 広域避難先となる施設と市町村との間では、広域避難先としての施設利用の条件や手順、費用の負担方法や損害補償等の考え方、広域避難の円滑な遂行に必要な防災訓練の実施など、広域避難に関する“細目協定”を締結しておくことが推奨されています。

(2) “被災した”村（被災市町村）と受入市町村による準備会議・・

広域避難の実施が決まった場合、“被災した”村（被災市町村）は、受入市町村、及び道との間で、担当者による準備会議を行います。

準備会議では、広域避難の実施に係る役所の担当窓口と連絡先（電話番号・メールアドレス等）を確認し、相互の情報連絡体制を構築した上で、

- ① 広域避難を行う避難者の人数（想定）及び要配慮者の人数（想定）
- ② 広域避難の手段（例：乗用車で直接避難、公共交通機関の利用、バスによる輸送等）
- ③ 「広域避難先リスト」に基づく避難者の割り振り（案）

など、広域避難の実施に必要な情報について“被災した”村（被災市町村）と共有を図り、次の事項を協議・決定します。

- 広域避難の開始日時
- 受入市町村の避難所の開設
- 広域避難の避難者誘導方法
- 広域避難の避難所運営体制（行政主体、避難者主体 等）
- 広域避難の実施の周知方法（“被災市町村、受入市町村それぞれ）
- 費用負担の方法
- 避難所ごとのペット同行避難の可否の確認
- 医療救護所開設依頼の検討、災害支援ナース配置依頼の検討
- その他、広域避難の円滑な実施に係る事項

準備会議で決まったことは文書等にとりまとめ、広域避難に関わる関係者間（行政のみならず、輸送等に関わる民間事業者も含む）で共有します。

この準備会議の結果に基づき、“被災した”村（被災市町村）、受入市町村、道や関係事業者等は、広域避難の実施に向けた具体的準備を進めます。

なお、準備会議において、さらなる検討が必要となった事項は、すみやかに調整を行います。

⚠ 広範囲が被災し、複数の被災市町村からの避難者を一つの受入市町村で受け入れる場合は、道がこれらを予め調整し、案として示すことがあります。

⚠ 村を始め関係自治体は、必要に応じて「広域避難運営本部（班）」などの組織を設置し、広域避難の実施に係る調整を行う体制を整えます。

⚠ 2次避難では、被災した別々の町の避難者が一つの避難所や宿泊施設に集うことが想定されるため、避難所を行政主体で運営するか否かを検討します。

(3) 受入市町村による避難所の開設・・・・・・・・・・・・・・・・

受入市町村では、広域避難の開始日時が決まった場合は、避難者の受け入れに関する準備を開始します。

各避難所の受入人数や、含まれる要配慮者の想定人数等を踏まえ、各々の避難所で避難スペースやレイアウトを決定し、必要な資機材や物資等を運び込んで設営を行います。

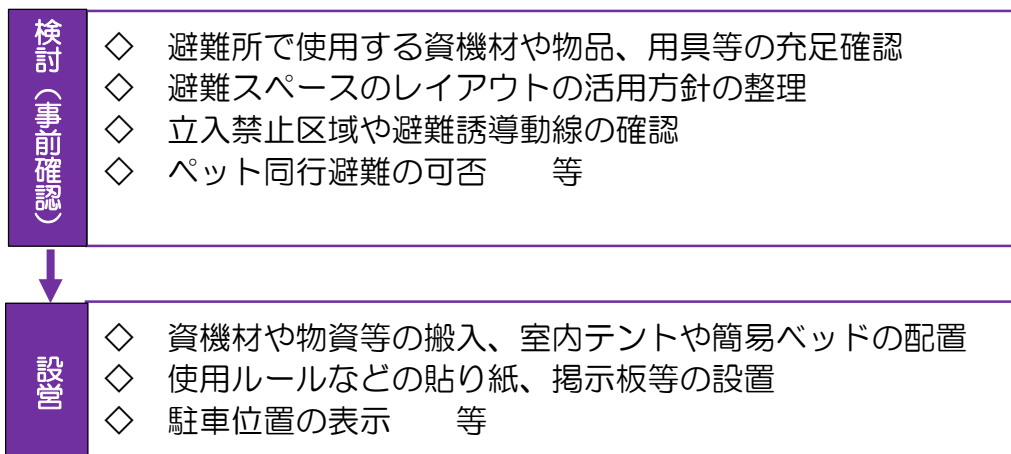
そして、避難所運営に関わる従事者を決め、役割や配置、担当ローテーションを整理して周知します。

ホテルや旅館等を2次避難先として活用する場合も、避難所としての機能（避難者の相談窓口や物資の受け渡しに必要なスペース等）に不足がないか、確認をします。

こうして、広域避難の開始日時にあわせて避難所が開設できる準備が整った後、次の段階に移行します。

【避難所の開設準備】

受入市町村は、広域避難先として開設することを決めた避難所において避難所の開設準備をします。



⚠ 普段、地区の住民による運営が行われている避難所を「広域避難先」として開設する場合は、避難所の設営準備に協力してもらうことも検討します。

避難所の設営が終了し、避難所開設準備が整った場合は、施設管理者の最終確認を踏まえた上で、開設を完了させます。

受入市町村は、各避難所の運営方針や開設準備状況を随時把握し、とりまとめを行って、被災市町村へ適時情報共有します。

⚠ この時点ではまだ避難所の「解錠」はしません。広域避難開始日時に避難所に運営者が配置されてから、避難所及び避難スペースの解錠を行います。

【避難所内におけるスペースの考え方】

施設を避難所としてどのように活用し、運用するかは、基本的に通常の避難（1次避難）の考え方を踏襲しますが、広域避難の場合は一つの避難所に複数の自治体からの避難者が入所することも考えられますので、受入市町村

側がスペースの利用方針を整理し、被災市町村側に伝達しておくことが必要です。

スペースの利用方針として、以下のような例があります。

◇ 小規模スペースの利用方針（例）

- ・学校の教室など、ひとつの小規模スペースを分割して複数の自治体の避難者を入所させることはしません。
- ・スペースの割り当ては、活用可能なスペースのうち、収容面積が大きいスペースから順番に使用していくこととします。
- ・施設の利用状況等によっては利用可能なスペースが限られることが想定されるため、予めスペースを割り当てることはしません。
- ・避難所の運営本部は、施設管理者とも協議の上、小規模スペースの中から設置場所を選定します。

◇ 大規模スペースの利用方針（例）

- ・市町村の総合体育館や学校の体育館など、大規模スペースを活用して複数の自治体の避難者を入所させる場合、当初は利用自治体ごとに均等に分割した上で、共同で運営を行います。
 - ・避難者の受け入れが進んできた段階で、一部の自治体のスペースに極端に避難者が偏った場合は、避難所の運営本部の判断により、他の自治体に割り当てられたスペースを追加配分します。
- ただし、誘導動線の都合上、追加配分するスペースは当該自治体に割り当てられたスペースに近いスペースを優先するものとします。

◇ 宿泊施設の部屋の利用方針（例）

- ・ホテルや旅館等の宿泊施設の部屋（宿泊スペース）を活用する場合は、要配慮者及びその付添者と体調不良者用のスペースとして運営します。
- ・宿泊スペースの各部屋の避難者情報は、施設に設ける避難所運営本部に集約することとし、運営本部は必要な避難者対応等を各スペースの担当者に随時指示します。

◇ 共用スペースの利用方針（例）

- ・廊下や通路、トイレ等の共用スペースについては、施設管理者との協議の上、混乱が生じないような利用ルールを整理します。
- ・共用スペースの利用ルールについて、避難所運営の担当者に周知するほか、避難者へのルールの周知方法を施設管理者と協議の上、確定します。

◇ 立入禁止区域の確認

- ・施設内の立入禁止区域について、施設管理者との間で確認します。
- なお、共用スペースを除いて、広域避難先として利用するスペース以外は原則として立入禁止とすることが望ましいです。
- ・立入禁止区域について、パーティションや案内板の設置、巡回要員の配置等により、避難者が誤って立ち入らないような措置を講じます。

【ペット同行避難者への対応について】

避難所となる施設の活用・利用方針を整理する際、ペットを連れて広域避難を行う方への対応についても想定しておく必要があります。

その際、施設によってペットの取り扱い（受入可否）が異なることが想定されるため、それぞれ施設において、基本的な対応方針を整理しましょう。

◇ ペットの受け入れが可能な施設の場合

- ・受入対象とする動物の範囲や飼育場所を施設側と事前調整の上、個別のマニュアルに記載します。
- ・広域避難先におけるペット同行避難については、飼育に必要な物品（餌や水、ケージ等）は飼い主が持参（又は避難先市町村で購入）することを原則とし、広域避難中の当該ペットの飼育についても、飼い主が責任を負うものとします。
- ・同行避難しているペットについては、受付でペット管理名簿等に飼い主が記載し、避難所の運営本部が情報を管理します。
- ・広域避難先におけるペット同行避難に係るルールについて、受入市町村（または道）が案内チラシを用意し、受付で配布します。

◇ ペットの受け入れができない施設の場合

- ・ペットを連れて広域避難する住民が、誤って来所することのないよう広域避難先の開設情報を発信する際に、関係自治体（被災市町村・受入市町村・道）は注意喚起を行います。
- ・万が一、ペットを連れて広域避難してきた方がいた場合は、近隣でペットの受け入れが可能な広域避難先施設等を案内します。

 犬や猫・小鳥・ハムスターなどの小型のげっ歯類等の一般的なペット以外の動物、ストレスに弱い動物、特殊な環境や餌が必要な動物についてはいずれの広域避難先でも受入れが困難であると想定されるため、こうした動物の飼い主に対しては、日頃から万が一の時の預かり先を確保しておくように周知しておくことが必要となります。

2 避難者の移動

受入市町村から“被災した”村（被災市町村）に避難所の開設完了報告がなされ、受入準備が完了した場合は、“被災した”村（被災市町村）から受入市町村の避難所や宿泊施設へ、避難者が移動します。

(1) “被災した”村からの移動方法の検討・・・・・・・・・・

“被災した”村（被災市町村）は、避難所が開設される受入市町村へ、避難者がどのように移動するのか検討を行い、必要に応じてその手段を手配します。

直接的な広域避難の場合は、“被災した”村（被災市町村）が自らバスなどの移動手段を用意したり、道などに災害時協定を活用したバス等による輸送支援を要請するなどして移動手段を確保するほか、避難者が自家用車等を使用して避難所に移動してもらうことも検討します。

1次避難所からの2次避難の場合は、被災市町村や道など行政側で用意した輸送手段（例えば、災害時協定を活用したバスの運行）の活用が中心となると考えられますが、必要に応じて、自家用車等で避難者自ら移動してもらうことも検討します。

なお、自家用車等の移動を検討する際は、受入市町村側に避難施設等の駐車スペースを十分確保できるかどうか等を確認・把握の上で行うようにします。

このようにして、想定する避難人数に対し、十分な輸送量を持つ移動手段を確保できるよう、関係機関と調整を行います。

【参考】道の対応について

- 道は、避難者の移動に関して、被災市町村に対し、道と災害時応援協定を締結する運送事業者の情報を提供し、あわせて運送事業者に対し、被災市町村からの要請に協力するよう求めます。
- 道は、被災市町村から移動手段の確保について要請があった場合は、道と災害時応援協定を締結する運送事業者に対し、車両等の移動手段を提供するよう要請します。
- 道は、道と災害時応援協定を締結する運送事業者のみでは十分な移動手段を確保できず、被災者の保護の実施のため、緊急の必要があると認める場合は、災害対策基本法第86条の14の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し、運送すべき避難者や運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請します。

(2) “被災した”村（被災市町村）による広域避難の案内・・・・・・・・

“被災した”村（被災市町村）は、受入市町村における避難所の設営等、準備状況を踏まえながら、対象となる住民等に対し、広域避難を促す情報を発信します。

なお、河川のはん濫等、住民に広く「直接的な広域避難」を呼びかける場合と、避難生活の長期化により、1次避難所内の避難者や在宅避難者に対し2次避難を呼びかける場合では、周知・案内方法が異なるため、工夫します。

直接的な広域避難

台風の接近や大きな余震等の予兆が認められた場合など、災害の発生が事前に予想される場合、“被災した”村（被災市町村）は、住民に対し避難指示や高齢者等避難などの避難情報の発出にあわせて、受入市町村の避難所を避難先として情報発信することがあります。

住民に広域避難を促すと同時に、村や道等が用意する避難用のバスの停留所や発車時刻の周知を行ったり、避難の際に公共交通機関や自家用車が使用できることを想定し、最寄り駅の出口や主要道路の右左折箇所を周知するなど、避難者が受入市町村の避難所に、円滑にアクセスできるよう誘導や案内を行う体制を準備します。

2次避難

令和6年（2024年）1月の能登半島地震のように、被災市町村の避難所における長期の避難生活で災害関連死の危険性が高まる恐れがあるなどの場合は、1次避難所に滞在する避難者や在宅で避難生活を続ける方に対し、2次避難としての広域避難の実施を周知（案内）します。

主な周知（案内）事項（例）

- 対象者は、避難所やホテル、旅館等での自立した生活が可能であること。 または、家族の介助によりホテル・旅館等での生活が可能であること。
- 自宅や仮設住宅等への入居が始まるまでの間の一時的な滞在であること。
- 宿泊料は無料であること。 ただし、売店での買い物や電話代、洗濯機の利用代金など、個人的に利用するものは自己負担であること。
- 罹災証明を提示する必要はないこと。
- 食事の提供は避難先施設によって取扱いが異なること。
- 特定の宿泊施設の避難希望や部屋のタイプについての要望は受けられないこと。
- 部屋を隣同士や同フロアにする、喫煙・禁煙を希望する等、部屋割りに関する要望は受けられないこと。
- 1部屋あたりの人数は申込グループ単位となるよう優先しますが、部屋の定員や利用人数により、部屋が分かれる場合や相部屋になる可能性があること。

2次避難については、住民からの問い合わせが多数寄せられることが想定されますので、被災市町村（及び道）では、相談受付窓口を用意します。

また、健康面などでホテル・旅館等での生活に不安のある方のために被災市町村（及び道）に別に相談窓口を設け、健康状態に応じて高齢者施設等への案内を行うようにします。

(3) “被災した”村（被災市町村）による広域避難名簿の作成・・・

2次避難は、被災者の意思を踏まえて行うことが大切です。

このため、対象となる避難者の中から希望者を募り、実施することを基本とします。

“被災した”村（被災市町村）で用意する「申し込みフォーム」により申し込みをしてもらうようにします。可能であれば「申し込みフォーム」は電子申請ができるよう検討します。

申し込みフォームの項目（例）

- 申し込み代表者氏名、電話番号、メールアドレス
- 避難者の情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号）
- 配慮の必要な事項（高齢者、障害者、妊婦、子ども、その他等）
- 食事の有無（3食必要か、希望しないか）
- 食事の形態やアレルギーへの配慮が必要な方の名前と配慮の必要な内容
- 薬の内服状況、車いすの使用状況
- 2次避難の際の移動手段（自家用車、村・道の用意したバス等）乗車希望場所
- 現在避難している場所や身を寄せている場所

“被災した”村（被災市町村）は、申し込みフォームを通じて申請された情報を集約し、避難希望者名簿を作成します。

“被災した”村（被災市町村）は、この避難希望者名簿と、受入市町村や道から提供された「広域避難先リスト」を活用し、誰がどの避難所に避難するのか、検討・調整を行います。

こうして、避難所や宿泊施設ごとの広域避難者名簿を作成し、受入市町村を通じて避難先となる施設の避難所運営本部に名簿を提供します。

また、バス等の車両に乗り合わせて2次避難を行う場合は、申し込みの際に希望した移動手段や乗車希望場所を参考にして、乗車希望者名簿を作成します。

この名簿を使用し、乗車希望者に対し、2次避難の移動手段といつどこに集合したらよいか等の連絡を行うほか、乗車希望者が滞在する1次避難所の避難所運営本部、避難バスの乗員、受入市町村の避難先となる避難所運営本部など、関係者間で乗車希望者名簿を共有し、対象者が確実に乗車したことや、2次避難先に到着したことなどの確認を行えるようにします。

なお、避難予定者の急病・急用等により、移動直前に広域避難者名簿や乗車希望者名簿に変更の必要が生じた場合は、迅速に名簿を修正し、関係者間で改めて名簿を共有し直すようにします。

 広域避難者名簿を「安否情報システム（消防庁）」に登録することにより、住民からの照会に対応します。

3 避難者の受入れ

受入市町村の避難所では、入口で受付を行った後、広域避難者を受け入れます。

受付では、通常の避難所同様、避難者台帳（名簿）に必要事項を記入してもらうようにします。

受付が終了した後、避難者を滞在スペースに誘導し、施設の利用方法を周知します。

（第2章の2（1）「避難者の受け入れ」も参照）

広域避難者を受け入れる宿泊施設についても同様ですが、受付は可能な限り行政担当者が行い、被災市町村から提供された避難者台帳（名簿）と施設に入所した避難者が一致しているか確認します。

避難中に所在がわからなくなった人がいる等のアクシデントを把握した場合は、ただちに被災市町村や道に連絡されます。

4 避難所の運営

災害時に被災地区の住民が避難する1次避難では、避難所の運営は地区の住民が中心になって実施します。

一方、広域避難（2次避難）では、被災した別々の町の避難者が一つの避難所や宿泊施設に集うことが想定され、避難者が中心となる避難所運営を当初から実施することは困難が伴うことが想定されます。

このため、広域避難先となった避難所に設ける「避難所運営本部」は、初期は受入市町村の職員や他の自治体の応援職員、避難所となった施設の職員、民間事業者などが中心となり、「行政主体の避難所運営」を実施することを検討します。

避難所運営の基本的な留意事項は、通常の避難所（1次避難所）と変わりませんが、特に2次避難では、避難先でも被災市町村で避難生活を継続している方と同様に、生活物資支援の提供や罹災証明書の交付、被災者生活再建支援金等の支給などの手続きができるよう、便宜を図る必要があります。

受入市町村は、避難所や避難施設の避難者台帳（名簿）を随時集約し、被災市町村に対し、広域避難状況の情報提供を行います。

なお、被災市町村からは、被災地の復旧・復興に係る情報や地区の話題などを広域避難者に随時情報提供し、広域避難者が自らの帰宅見込みを把握できるようにします。

能登半島地震における2次避難の避難者への生活支援（例）

【被災市町村が対応】

- 罹災証明書の申請対応
（電話やFAX、郵送、マイナポータル等の電子申請）
- 被災者再建支援金や災害援護資金の申請対応
（郵送、マイナポータル等の電子申請）

【受入市町村が対応】

- 生活支援物資の提供
（衣類や下着類、おむつ、生理用品等）

【被災市町村・受入市町村双方で対応】

- 住まいの支援
（応急仮設住宅への入居、賃貸型応急住宅への入居、公営住宅への入居など）

【関係団体で対応】

- 医療・介護の自己負担の猶予や免除
（避難者が加入する各保険者）
- 生活福祉資金（緊急小口資金）
（市町村の社会福祉協議会）

5 避難者の帰還

災害の危険性が無くなったり、応急仮設住宅の建設や賃貸型応急住宅への入居等が進むなどして、広域避難の必要が無くなった場合は、滞在する避難者の帰宅を促し、避難所を閉鎖します。

なお、避難所の閉鎖の手順は、直接的な広域避難の場合と2次避難の場合では異なります。

(1) 直接的な広域避難

ア “被災した”村（被災市町村）による避難情報（避難指示や高齢者等避難など）の解除等により、広域避難の必要が無くなった場合は、“被災した”村（被災市町村）は受入市町村に広域避難の終了と広域避難先としての施設の利用の終了を受入市町村へ連絡します。

あわせて、“被災した”村（被災市町村）は、受入市町村に対し、避難所に避難している住民の帰宅方法や、帰宅手段に関する情報を提供し、受入市町村は、各避難所の運営本部とその情報を共有します。

イ 避難所では、滞在する避難者に広域避難の終了（あわせて避難情報の解除等）の事実を周知するとともに、避難所は近く閉鎖する意向を伝えます。

そして、避難所から退出する際は、受付で避難者台帳（名簿）等に退所日時を記載の上、退出するよう周知し、案内を行います。

⚠ “被災した”村（被災市町村）から、帰宅用のバス等を運行する場合は、避難所への到着見込み時間などの情報を、受入市町村を通じて避難所運営本部に提供します。

⚠ 避難所では、段ボールベッドの撤去や掲示板の撤去など、避難所閉鎖に向けた作業をただちに行うと、避難者に施設から追い出す印象を与えかねないことから、避難者の帰宅がある程度進んだことを確認しながら、避難所閉鎖に向けた作業を進めます。

ウ 避難者が退出した後は、避難所の閉鎖に向け施設の現状回復作業を開始します。

受入市町村の職員や応援職員、災害ボランティア、民間事業者等、必要に応じて避難者の力を借りながら、搬入した資機材等を回収するとともに、各避難スペースの清掃や移動していた施設設備等を所定の場所に戻すなど、現状回復作業を実施します。

避難所の施設管理者は、原状回復の程度や範囲等について確認し、不備等があれば、改善を指示します。

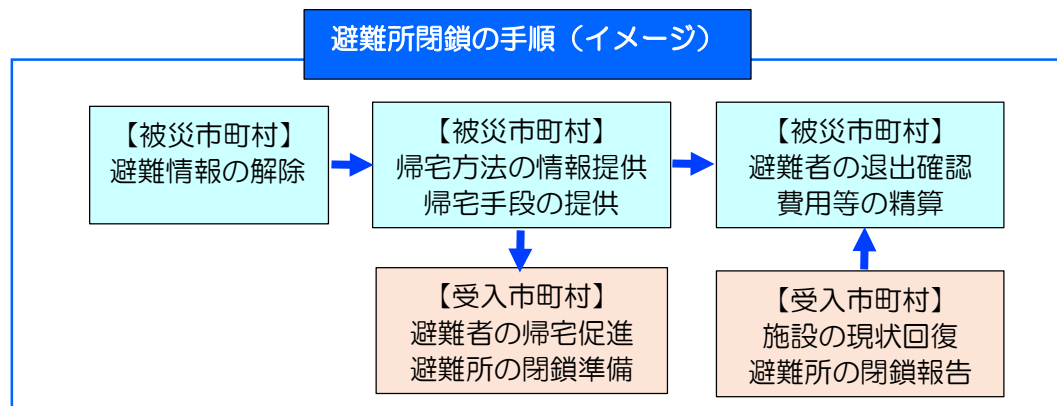
エ 避難者の落とし物等が見つかった場合は、「落とし物連絡簿」を作成するなどして、受入市町村に集約し、“被災した”村（被災市町村）に引き渡されます。

“被災した”村（被災市町村）は広域避難した住民に落とし物の存在を知らせ、返却します。

オ 施設管理者が問題等がないことを確認した場合は、受入市町村に「避難所閉鎖」の連絡を行います。

受入市町村は、避難所閉鎖を“被災した”村（被災市町村）に連絡し、“被災した”村（被災市町村）や受入市町村などは、SNS やホームページ等で広域避難の避難所閉鎖の情報を掲載します。

“被災した”村（被災市町村）は受入市町村を通じ、施設利用等に要した費用の請求を依頼し費用負担方法等を調整の上、費用の支払いを行います。



(2) 2次避難

ア 2次避難の避難者は、“被災した”村（被災市町村）の復旧復興の進捗に応じ、順次、次の暮らしの場に移ります。

具体的には、以下のように想定されます。

- ・ “被災した”村（被災市町村）に建設された応急仮設住宅への入居
- ・ 賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅）や“被災した”村（被災市町村）等が提供する公営住宅等への入居
- ・ “被災した”村（被災市町村）のインフラが復旧後、1次避難所に移動

- ・ 応急修理等が済むなどして、“被災した”村（被災市町村）の自宅に帰宅
 - ・ 知人や親戚等の住居に移動
- イ “被災した”村（被災市町村）は、受入市町村や避難所となった宿泊施設、避難所運営本部等と連携し、滞在する避難者に対し、避難所の退所に関する意向を聞き取ります。
- ウ 帰宅するなど、次の暮らしの拠点へ移動する意向が示された際は、2次避難時に使用した自家用車の利用、“被災した”村（被災市町村）が手配するバス等、避難者の移動手段に係る情報を提供し、案内を行います。
- エ 避難者の帰還が進むと、避難所となる施設では使用しないスペースが増加し、宿泊施設の場合は“空き部屋”が増加します。
- このため、必要に応じて、避難者の滞在スペースを集約して、避難所運営の効率化を図るなどの対応を行います。避難者の「部屋替え」や滞在スペースの移動は、避難者の同意を得てから行うようにします。
- オ 2次避難の避難者が、全員帰還または次の暮らしの拠点へ移動することが明らかになった場合は、“被災した”村（被災市町村）の判断により、避難所を閉鎖します。
- カ 避難者が退出した後、施設の現状回復作業を開始します。受入市町村の職員や応援職員、災害ボランティア、民間事業者等は、施設に搬入した資機材等を回収するとともに、避難所として使用した各スペースの清掃や移動していた施設設備等を所定の場所に戻します。
- 避難所の施設管理者は、原状回復の程度や範囲等について確認し、不備等があれば、改善を指示します。
- キ 施設管理者が問題等がないことを確認した場合は、施設から受入市町村に「避難所閉鎖」の連絡を行います。
- 受入市町村は、避難所閉鎖を“被災した”村（被災市町村）に連絡し、“被災した”村（被災市町村）や受入市町村は、必要に応じて SNS やホームページ等に広域避難の避難所閉鎖の情報を掲載し、周知します。
- “被災した”村（被災市町村）は受入市町村を通じ、施設利用等に要した費用の請求を依頼し費用負担方法等を調整の上、費用の支払いを行います。

第6章 “まさか”に備える平時の取組

1 村における体制整備

(1) 適時・的確な避難情報の発令と避難所の開設

避難所の開設は市町村の自治事務です。

このため、村は、村民等に対する適時・的確な避難情報の発令とあわせて、避難所をすみやかに開設できるよう、体制を整備します。

具体的には、災害時（※災害発生または災害発生の恐れがあるとき）において、防災関係機関からの情報や、自ら収集した情報等によりの確に判断し、躊躇することなく避難情報が発令できるよう、村は、国のガイドラインや道のマニュアルを参考にしながら、「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」を作成しています。

また、発令した避難情報が避難対象となる村民等に確実に伝わるよう、情報伝達手段を確保するとともに、避難対象となるすべての村民等が迅速に避難できるよう地区会・自主防災組織などと連携し、個別避難計画の策定をはじめとした避難体制の整備を図っていきます。

加えて、避難所の開設準備と解錠、施設の安全性の点検、避難者の受付や誘導が速やかに行えるよう、初動の人員配置に関する計画を整備したり、地区会自主防災組織などの方々や施設管理者と、施設の利用方法について予め考えておきます。

(2) 村による避難所運営・支援体制の確立

避難者の生活支援は市町村の努力義務とされており、避難者による自主的な避難所運営が期待される一方、村による避難所運営のバックアップ体制の確立は、避難所の円滑な運営と避難者の災害関連死の防止に欠かせない重要なものです。

発災直後の避難所運営の中心は村職員が担うとしていますが、その後は当該地区の住民等が担うことになります。

村民の一人一人が防災教室や訓練等の実施を通じ、本マニュアルの内容を理解しておくことが必要です。

また、大規模な災害時は多くの避難所が開設され、その運営に多くの村職員が携わる状況に陥ることが予想されますが、災害発生後の村は、避難所運営だけではなく、罹災証明や災害廃棄物処理、インフラの応急復旧対策等、膨大な災害関連事務が発生します。

このような事務処理を通常業務にあわせて行わなければならないことから、災害対応は防災部局だけではなく、全庁体制で取り組む必要があります。

このため、業務継続計画（BCP）に関する事務と災害対策本部で行う事務を並行して処理できるよう、予め体制を整備しておくとともに、避難所運営を早期に避難者主体の運営に移行することをはじめ、被災地外の自治体からの応援職員や災害ボランティアなどに避難所運営を支援していただけるよう、予め災害時の受援計画（※BCPに含有）を検討・策定しておくことや、近隣の市町村等との災害時応援協定の内容を確認して、避難所運営に関する支援を受けられる体制を整備しておくことが求められます。

避難所の生活環境の整備では、村や道を中心としたバックアップが欠かせません。避難所の運営本部と村災害対策本部の間での連絡体制を整備し、避難所にどのような人が滞在しているのか、物資や資機材に不足はないか、避難者からはどのような要望・要請が挙がっているのか、避難者の支援に必要な情報を適時・的確に集められるようにしておきます。

状況により、村災害対策本部の中に避難所支援の班を設け、避難所からのニーズに対応する体制を構築できるようにします。

 大規模災害時は、国（総務省）の応急対策職員派遣制度に基づき、避難所運営業務等に知見を有する「災害マネジメント総括支援チーム」が市町村に入り助言を行うことがあります。

また、「対口支援チーム」が派遣され、避難所運営の支援にあたる場合があります。

このような支援の際にどう対応するか、業務継続計画（BCP）等により予め検討しておきます。

【参考】災害対策基本法

第八十六条の六（避難所における生活環境の整備等）

災害応急対策責任者（地方公共団体の長など）は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第八十六条の七（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 避難所の指定

災害対策基本法（第四十九条の七）において、市町村は、「想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない」とされています。

指定避難所となる施設の基準は以下のとおりです。

指定避難所の基準	
規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること
構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること

主として要配慮者を滞在させることが想定される福祉避難所については、上記に加え、次の基準に適合する施設を指定します。

福祉避難所の指定基準
・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。 ・災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。 ・災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

村は、指定避難所の指定にあたっては、他の市町村からの被災住民を受け入れる広域避難などの利用ができる施設もあらかじめ検討しています。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、学校・教育委員会、役場施設課や地区会等の関係者と調整を図るようにしています。

指定管理施設や民間の施設が指定避難所となる場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるようにします。

避難所として指定した施設は、避難所として必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めます。また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努めます。電気や灯油だけではなく、ＬＰガスなどの使用エネルギーの多角化も図ります。

指定避難所は、被災者の拠り所となり、また、在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点ともなるため、村による指定後は地区の住民に、その存在を広く周知します。

【様式８ 近隣の避難所・官公署リスト】

3 被害想定を踏まえた事前の備え

令和6年（2024年）元日に発生した能登半島地震では、発災直後、避難所によっては食料等の物資が不足した事例が見られました。また、避難所の開設の際に、「避難所のレイアウトが定められていない」、「パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドが設置されてない」、「避難所に土足で入るなど感染症対策が十分でない」といった事例が見られました。

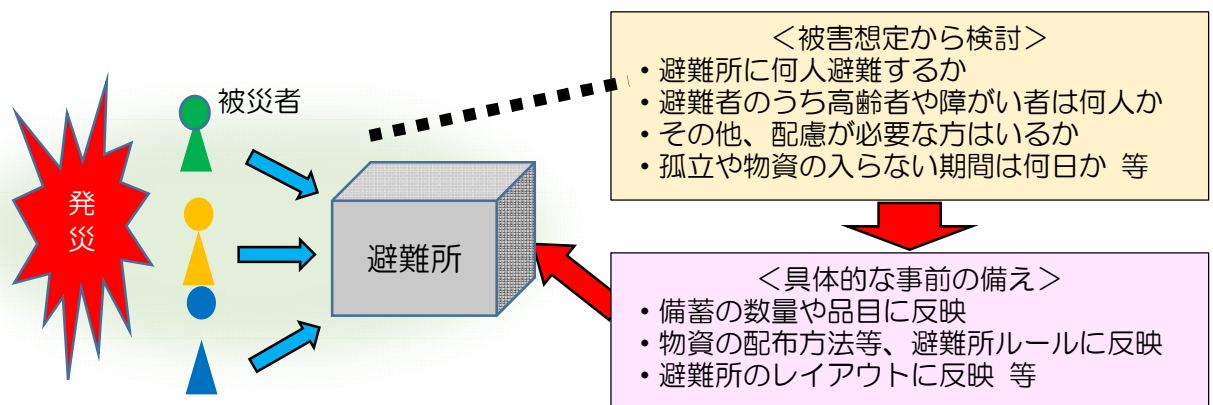
避難所で災害時の初動（開設当初）から可能な限り良好な生活環境を確保するためには、十分な量の物資の確保としっかりとした運営体制の双方が求められます。

特に物資の面では、大規模な災害が発生した場合は、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できません。

このため、各地区における備蓄物資の量や品目は、地区に想定される被害と地区の実情も考慮しながら、検討しています。

開設当初から避難所を円滑に運営できるよう、村や地区会・自主防災組織等避難所運営に関わる方々の間で事前に話し合いを行い、村や地区でどのような備えを行う必要があるのかを整理し、実際の取組につなげていくことが大切です。地区ぐるみで避難所で何が起きうるか想定し、事前の備えを考えていくことが必要です。

【初動から良好な避難所環境を確保するための事前想定イメージ】



⚠ 災害の被害想定は、国や道などがそれぞれ検討しており、ホームページなどで公表を行っているものがあります。（日本海沿岸の地震・津波被害想定については、北海道危機対策課ホームページに掲載）

⚠ 地区の避難所と他の地区を結ぶ道路が少ないなど、孤立の恐れがある避難所では、避難所内や近傍の防災倉庫等に、孤立し得る日数分の食料や飲料水、携帯トイレ、マスク、消毒液、パーティション、段ボールベッド、炊き出し用具、毛布等の避難生活に必要な物資等を備蓄しておきます。

⚠ 地区の高齢者や子どもなど要配慮者の多少に応じ、避難所のレイアウトや備蓄物資の品目、必要な資機材を予め準備しておく、開設当初から避難者のニーズに柔軟に対応することができます

⚠ 高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難先をあらかじめ整理するため、予め個別避難計画を作成しておくことも大切です。

4 避難所に必要となる設備・物資の例

避難所の円滑な運営に必要な物資や設備は、開設当初から避難者に対して可能な限り良好な生活環境を確保することを念頭に予め準備することが求められます。

例えば、季節を問わず発生する地震・津波による被害を想定して備える場合は、ライフラインが寸断される中、猛暑にも厳冬期にも対応可能な設備や物資を予め備える必要があります。

一方、大雨による洪水等の被害を想定して備える場合は、厳冬期以外の季節の滞在を主眼に備えていくことが考えられます。

その他、孤立が想定される地区内の避難所と、主要な道路からのアクセスが比較的良好で支援を受けやすい避難所といった立地条件の違い、高齢者の割合の高低、外国人の存在など、避難者の構成なども考慮しながら備えを充実させ避難所が被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう整備をしていきます。

なお、能登半島地震では観光客や帰省による滞在人口の増加が、避難所運営に影響したことから、観光地の周辺地域や昼夜間人口に違いがある地区などは住民以外の避難者（帰宅困難者等）の可能性も考慮して、物資や設備を整備していきます。

特に、トイレや入浴、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」については、平時からタンクや貯水槽、井戸等の整備に努め、衛生的な水を継続的に確保していくことが重要です。

以下に示すリストは一例ですので、「これを揃えたから絶対大丈夫」というわけではありません。各地区の実情に応じて足し・引きをし、村と連携して「わが地区の避難所の設備・物資リスト」を用意していきましょう。

① 設備

☐ 水道	☐ ガス	☐ 電気(※)
☐ 電話	☐ 暖房・冷房	☐ トイレ
☐ シャワー	☐ 施設内放送機器	☐ 非常用電源機
☐ 投光器	☐ タンク・貯水槽等	☐ 外部受電盤

※ 電気毛布等の使用を想定し、使用可能電力を把握しておく

② 資機材

☐ テレビ	☐ ラジオ	☐ インターネット環境 (Wi-Fi 等)
☐ 携帯電話等の 充電設備	☐ ポータブルストー ブ	☐ 事務機器(パソコン、 プリンタ、ファクシミリ)
☐ 電気ポット	☐ 無線機	☐ 衛星携帯電話
☐ 炊き出し用品	☐ パーティション	

③ 食料、飲料

☐ 食料	☐ 飲料水	☐ 乳幼児用ミルク
☐ 離乳食	☐ アレルギー対応食	

④ 生活用品等

☐ 段ボールベッド	☐ 毛布	☐ 電気毛布
☐ 冬用寝袋	☐ タオル	☐ 下着
☐ 衣類	☐ 電池	☐ 紙おむつ（子ども用・大人用）
☐ ティッシュペーパー	☐ トイレットペーパー	☐ トイレ掃除用品
☐ 手指消毒液	☐ 燃料(灯油等)	☐ 防犯ブザー
☐ 生理用品	☐ 中身が見えない ゴミ袋	☐ 布団・枕

⑤ 感染症対策用品

☐ 使い捨てマスク	☐ 体温計	☐ 石けん
☐ ペーパータオル	☐ 消毒液	☐ ウェットティッシュ
☐ 使い捨て手袋	☐ ビニールエプロン	☐ 嘔吐処理用具

⑥ 避難者個人でも備蓄できるが、必要に応じて地区で備蓄しておくもの

☐ 最低3日間分の食料	☐ 飲料水 (1人1日3ℓ目安)	☐ 携帯トイレ
☐ トイレットペーパー	☐ タオル、バスタオル	☐ ティッシュペーパー
☐ ウェットティッシュ	☐ マスク	☐ 上履き
☐ 懐中電灯	☐ 使い捨てカイロ	☐ アルコール消毒液
☐ 体温計	☐ ゴミ袋	

⑦ 地区の実情に応じて確保しておくもの

☐ 生理用品 (自分の周期1回分)	☐ おりものシート	☐ 下着、サニタリー ショーツ
☐ 妊産婦用下着	☐ 妊産婦用衣類	☐ 母乳パッド
☐ 液体(粉)ミルク	☐ 授乳用ケープ	☐ 哺乳瓶等
☐ 皿、スプーン、 フォーク	☐ おしりふき	☐ 紙おむつ (乳児用、大人用)
☐ 常備薬	☐ 保湿クリーム	☐ リップクリーム
☐ スキンケアセット (化粧落とし、洗顔、 化粧水、乳液等)	☐ 動きやすい靴 (ヒールを避け、避難 しやすい靴)	☐ 髪ゴム

5 地区の避難所マニュアルの作成

阪神・淡路大震災や東日本大震災など過去の大規模災害では、避難所での運営ルールがなかったり、避難所によって運営に差が出て被災者や支援者が困惑するなど、避難所における混乱が繰り返されてきました。

このため、国は、平成25年（2013年）に「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を定め、市町村に対し「避難所の運営が円滑かつ統一的行えるよう、あらかじめ避難所運営の手引（マニュアル）を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておくこと、要配慮者に対する必要な支援についても明確にすること」を求めています。

国の指針策定後も、国内では大規模災害が度々発生していますが、研究によると、避難所運営ルールが策定されるとともに、避難所の組織図が作成され、避難者からリーダーが選出された避難所は、運営が円滑に行われたと評価されています。

また、避難所の運営ルールを巡り、被災者と運営者の認識が混乱を招く原因となったこと、避難所の基本ルールは発災後6時間以内に必要ということが明らかになっており、災害時の避難所における共通ルールを事前に作成し、「避難所運営マニュアル」としてまとめておくことは、地区の防災を考える上で、必要不可欠です。

地区の避難所マニュアルは、少なくとも

- ① 避難所の運営のための組織体制やそれぞれの役割
- ② 避難所となる施設の利用計画
- ③ 避難所運営のルール

の3つの要素と、それに基づく行動手順を記載しておくことが必要です。

本マニュアルは、村内で開設された避難所が、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう、避難所に関わる全ての人々が互いに連携し、取り組むべき基本的な事項をまとめたものです。

本マニュアルの内容を参考としながら、村と連携して、地区会・自主防災組織等を中心に避難所に関わる人々が集まり、「わが地区の避難所マニュアル」を作成しましょう。

また、必要に応じて、防災士など防災に知見を持つ方々の助言も取り入れ、地区にとってよりよい避難所マニュアルを作り上げていきましょう。

なお、そうして作り上げた避難所マニュアルは、避難所となる施設に紙ベースで設置・保管しておくこととし、災害時に参照できるようにしておきます。

6 避難所運営訓練や「Do はぐ」の実施

地区で避難所マニュアルが作成されていても、災害が発生してからマニュアルを見ていては円滑な避難所運営は難しいです。

災害時に迅速かつ効果的に避難所を開設し、運営する能力を向上させるためには、平時から、避難所運営に関わる方々の間で避難所マニュアルの内容について理解を深める取組を積み重ねておくことが欠かせません。

中でも、地区の避難所で行う「避難所運営訓練」や、避難所運営をゲーム形式で模擬体験できる「避難所運営ゲーム北海道版（Do はぐ）」を使った研修の実施は、避難所運営方法の習得や課題の確認に役立ちます。

避難所運営の訓練や模擬体験を通じ、振り返りの中で浮かび上がった課題や教訓を踏まえ、避難所マニュアルの内容を不断に見直し、地区の住民や支援者が力をあわせて災害時の困難を乗り越える能力を高めていきましょう。

(1) 避難所運営訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・

避難所は、被災者が一定期間生活を送る場所であるため、避難所を運営するための体制の確立が必要です。原則として「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」ことが求められます。

いざ避難所を立ち上げるためには、避難所運営のためのマニュアル等を事前に準備しておき関係者で共有しておくことに加え、避難所運営訓練でその実効性を検証しておく必要があります。

避難所運営訓練等の機会を通じて、避難者、地区の住民、避難所開設職員の役割について確認・周知しておきましょう。

【参考】

令和4年（2022年）8月の渡島管内における大雨について、北海道防災士会と道が行った避難に関する住民アンケート調査では、市町村から避難情報が発令された際、避難所へ避難する際に気になる点として、「トイレ」や「プライバシーの確保」などの要素とともに「避難所の様子がわからない」ことを挙げた方が約4分の1に達しました。

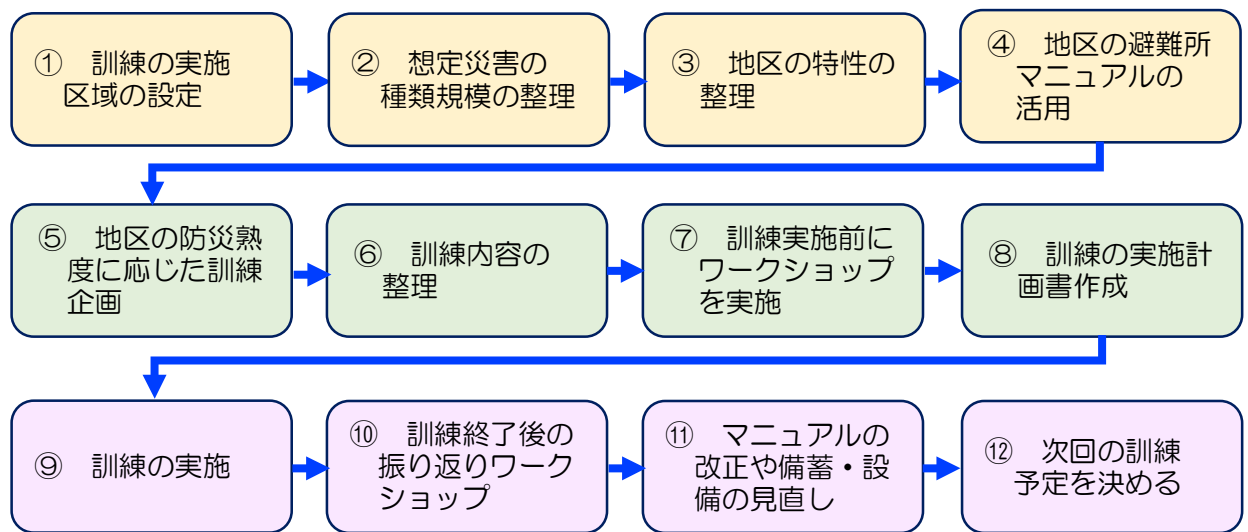
避難所へ避難する際に「気になる点」（渡島管内全体：回答人数＝682人）

	項目	回答数	回答率
1位	トイレ	359人	52.6%
2位	プライバシー確保	353人	51.8%
3位	感染症対策	271人	39.7%
4位	温度調節	196人	28.7%
5位	様子がわからない	179人	26.2%

地区の住民が避難所に対して「安全・安心」な空間であることを認識することは、まさかの災害の際の避難率の向上につながります。

避難所運営訓練の実施は、住民が「わが地区の避難所」を理解する機会づくりとしても重要です。訓練には、なるべく多くの住民が参加できるよう工夫しましょう。

【避難所運営訓練の実施フロー（例）】



① 訓練の実施区域の選定

- ・訓練で利用する指定避難所は、その避難所へ実際に避難する地区を1つの範囲として、避難所開設・運営訓練の実施区域を確認・選定します。
- ・避難所開設・運営の手順の習得、ならびに地区の防災意識の向上を図ることを主目的として実施する場合は、1つの指定避難所を利用して、複数の地区から参加する訓練も実施できますが、その場合は、実際の避難場所や避難所運営とは異なることもあることを認識したうえで実施することが必要です。

② 想定災害の種類、規模の整理

- ・訓練は、どのような災害で、どの程度の被害かを想定し、企画します。
- ・地区により被害発生状況は異なり、発災時刻や生活状況を考えても、地区住民の災害時の行動や望ましい災害対応の方法は異なります。
- ・村のハザードマップも活用して検討します。

③ 地区の特性の整理

- ・想定する発災時間帯に、地区にどのような方が居住し、働いているのか要援護者がどれくらいいるのかといった地区の特性について、整理することが必要です。

④ 地区の避難所マニュアルの活用

- ・既に策定している避難所運営マニュアルがある場合は、そのマニュアルを活用します。 ない場合は、村の避難所マニュアルを活用します。

⑤ 地区地域の防災熟度に応じた訓練企画

- ・地区のこれまでの防災に関する意識、また、訓練の実施経験等の有無による地区の防災力の違いによって実施する訓練の内容は異なってきます。
例えば、地区で初めて実施する訓練に「厳冬期の宿泊を伴う避難所運営」を企画することは危険です。
- ・防災士など防災に関する知識がある方の助言を受けるなどして、地区の

熟度を踏まえた訓練を企画します。

⑥ 訓練内容の整理

- ・避難所の開設・運営訓練では、実際に災害が発生した際に生じる全ての避難所運営が、実施できるものではありません。

そのため、どの段階（初動期、展開期、安定期、撤収期など）の、どの避難所開設・運営訓練の内容を、実施するかについて予め検討しておきます。

⑦ 訓練実施前にワークショップを実施

- ・地区の住民のほか、地区会・自主防災組織のメンバー、その地区に居住する役場職員などを対象に事前にワークショップを実施することを推奨します。

- ・ワークショップでは、これから実施する訓練内容を踏まえながら、以下のような事項について参加者で意見交換・協議をします。

【ワークショップでの意見交換・協議事項（例）】

- ☐ 避難所生活のルールや、施設の利用計画
- ☐ 災害後のフェーズごとの運営課題の検討
- ☐ 避難所機能の確認
（トイレ、感染症、プライバシー確保、食料・物資の提供等）
- ☐ どの段階の訓練を実施するのか
（開設期、運営期、長期生活時期の運営 等）
- ☐ 訓練実施の到達点
- ☐ 訓練当日のタイムテーブル、役割分担 など

⑧ 訓練の実施計画書の作成

- ・ワークショップでの意見交換・協議結果を踏まえ、避難所開設・運営訓練の実施計画書を作成します。

- ・実施計画書には、訓練当日の流れに加え、想定する災害や訓練のねらい、前日までの準備すべきことや段取り（スケジュール）についても記載します。

⑨ 訓練の実施

- ・訓練は、避難誘導、避難所開設、避難所運営等、各段階における運営の方法の習得と、課題を確認することを目的に実施します。

- ・訓練参加者の状況（被災状況、年齢や性別、身体状況）に応じた対応方法を習得することにも心がけます。

- ・訓練終了後には、参加者に対してアンケート調査を実施し、今後の訓練の課題や地区防災力向上に向けた取組のアイデア出しに活用します。

- ・過去の災害の経験を有する方、有識者からの生の声（講話）を行うことで、参加者の防災意識の更なる向上を図ることができます。

⑩ 訓練終了後の振り返りワークショップ

- ・訓練終了後、関係者を集めて、当日の訓練実施の課題等を抽出するワークショップを開催します。

- ・これにより、今後の地区防災力向上に向けた取組に関する意識共有を図るとともに、避難所運営を基礎とした地区のコミュニティの醸成を図ります。また、地区のコミュニティとの連携が想定できる公共的団体との連携のあり方について検討します。
- ・振り返りの主な視点は以下のとおりです。

【視点1 避難者の立場の違いに応じた検討】

避難所生活では、避難者の性別、年齢、介護度や障害の程度、避難所での家族構成、避難所での生活状況（無職、主婦、有職者、失業者、学生等）、健康状態や障害の状況（介護の程度、障害の種類）によって、生活環境の要求水準が異なると考えられます。

訓練終了後、このような視点から、対応が適切であったかどうかふりかえります。

【視点2 避難所生活の違いに応じた検討】

避難所生活では、設備・空間的に恵まれた避難所がある一方、十分な広さがなかったり、冷暖房設備がないなどから衛生上・設備上不便であった避難所があるなど、施設や整備の違いが避難者の健康状態や心理状態に与える影響が大きくなります。

避難所そのものの設備・空間の状況、物資（食事、衣服）の供給状況、衛生面（トイレ、浴室）の状況、設備面（冷暖房、電気・燃料の確保）の状況、更には情報入手（居住地及び各地の被害状況、安否情報、応急・復旧にむけた情報）の状況などについて、想定される避難生活に対して十分かどうか、訓練終了後にふりかえります。

【視点3 避難所の運営に応じた検討】

過去の災害では、各避難所における運営面の違い（運営のリーダーの存在）やコミュニティの違いが、避難所生活に大きな違いや不公平感を生み出したという報告がありました。

訓練における避難所運営のリーダーやコミュニティ（自主防災組織や地区会など）の役割は適切だったかどうか、訓練終了後にふりかえります。

⑪ マニュアルの改正や備蓄・設備の見直し

- ・訓練終了後の振り返りワークショップで明らかとなった課題や、訓練で得られた教訓を踏まえ、避難所の班体制や役割分担、ルールなどの見直しを図り、地区のマニュアルの改正や備蓄・設備の見直しをしましょう。

⑫ 次回の訓練予定の決定

- ・一度の避難所開設・運営訓練では、避難所生活で想定されるすべての内容について実施することは難しいことが考えられます。地区の防災熟度に応じ、数年程度かけて、内容を変えながら避難所運営訓練を継続していくことが望ましいでしょう。
- ・確実に避難所運営訓練を継続して実施していくため、次回の訓練をいつ頃に行うか、決めるようにしましょう。（例えば「次は来年の秋頃に実施」など）
- ・地区の防災力の向上を図るためには、避難所運営訓練のみならず、災害図上訓練や避難訓練など、地区の熟度に応じた様々な防災訓練と組み合わせる必要があります。

(2) 避難所運営ゲーム北海道版「Doはぐ」の活用・・・・・・・・

ア 避難所運営ゲームについて

平成19年(2007年)、静岡県は、避難所運営をゲーム感覚で楽しく模擬体験できる教材「避難所運営ゲーム(HUG)」を開発しました。

このゲームは、避難者の名前や性別、避難者が抱える事情などが書かれた避難者カードを避難所となる学校の体育館や教室に配置したり、避難者カードに混じって避難所で起きうる事象に対応するイベントカードに対応することを通じて、自由に意見を出し合い、避難所運営について理解を深めていくものです。

HUGは全国各地で活用され、平成23年(2011年)の東日本大震災の際にはHUGを事前に行っていたことで実際の避難所運営に役立ったとの事例がありました。

このことを踏まえ、道は、平成28年(2016年)、HUGをベースに北海道ならではの観点を加えた北海道版の避難所運営ゲーム「Doはぐ」を作成しています。

イ 北海道版の避難所運営ゲーム「Doはぐ」について

Doはぐは、訓練と比べると実施の際の負担が比較的小さく、避難所運営に関するさまざまな知識や経験が得ることができます。地区の研修などでDoはぐを実施し、避難所運営を模擬体験してみましょう。

Doはぐを使用した研修会を地区会や自主防災組織等で企画する時には、「何を目標として行うのか」決めることが大切です。

例えば、過去に避難所滞在の経験がない方々に対して行う場合は、参加者に「避難所っていろいろ大変だと感じてもらう」ことを目標とします。

また、地区会など、普段の暮らしの中でお付き合いがある方々を対象に実施する場合は、「自分たちの避難所運営マニュアルを作ってみる」ことを目標に実施するとよいでしょう。

さらに、地区に避難所運営マニュアルが既にある場合や、地区会内で避難所で誰がどの対応を行うか役割が決まっている場合は、Doはぐを実施し、「避難所運営について内容を見直す」ことを目標に実施すると効果的です。

学校が避難所となっている場合、避難所運営に地区の住民と教職員や児童生徒がともに携わることを想定し、Doはぐを実施すると、施設の使い方や避難所運営の役割について、互いの考え方の違いに気づくことができます。

Doはぐは道内の全市町村に配付されているほか、道・村で貸し出しを行い、地域・地区の防災研修や学校の1日防災学校などの場面で活用されています。

Doはぐの貸し出しを希望する場合やDoはぐについて詳しく知りたい場合は、道庁(危機対策課)、後志総合振興局(危機対策室)、村役場(防災対策室)にお問い合わせ下さい。

■ M E M O ■

[illegible]

島牧村
避難所マニュアル

令和8年(2026年)8月
島 牧 村